

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B0172	フライス用語	Glossary of terms for milling cutters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として金属切削用として一般に用いるフライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。 なお、現行規格ではISO 3855 (Milling cutters－Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のフライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義はなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】 今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。 また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「パレル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」「構成刃先」の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼フライス」「クランプフライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるため、「溝削り」を「溝切削」へ変更するなど、用語の見直しを行う。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。			無	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： フライス工具	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いいずれも該当しない。		生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月		2
JSA	08 機械要素	改正	B4120	刃先交換インサートー呼び記号の付け方	Indexable inserts for cutting tools－Designation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、切削用超硬質工具材料を用いる刃先交換チップの呼び記号の付け方について規定したもので、ISO 1832:2012を基に、一部技術的な内容を変更して2013年に改正している。 その後、対応国際規格ISO 1832は、チップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号を追加し、2017年に改正された。 対応国際規格の改正から6年経過し、国際規格との整合性が失われていることから、名称の変更や新たに加わったインサート等をこの規格に取り入れ、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正は、対応国際規格の改正点を取り入れ、国際規格との整合性を保つとともに、従来規定されていなかったチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号が明確となり、使用者の製品に対する理解度の向上が期待できることから、生産性の向上、産業の合理化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の改正において追加された「チップ付きインサート」は、現行規格の名称だと「チップ付きチップ」となるため、Insertは「インサート」、tipは「チップ」とし、規格名称も「刃先交換インサートー呼び記号の付け方」に改める。 ・対応国際規格で追加されたチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号を追加する。 ・呼び記号の構成要素及び配列順序において、構成要素に「送り方向」などを追加し、そのために順序を改める。 ・推奨記号として、「チップ付きコーナの個数」「チップ付き切れ刃の長さ」などを新たに規定する。	—	ISO 1832:2017	MOD	第2条の該当号：5(記号) 対象事項： 刃先交換チップ	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いいずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2024年1月	25.100.01	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	02 計測計量	改正	B7610	重錘形圧力天びん	Pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造又は内包型構造のピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力の計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するために必要な計量・技術上の要求事項及び試験方法について規定し、1994年に発行されたOIML R110を基に2012年に改正されたものである。その後、2013年にJIS B 7616(重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法)が制定されたことから、有効断面積の決定に関する規定で重複している事項は、B 7616を引用し重複規定を避ける必要がある。また、不確かさの規定についてもJIS B 7616の規定が適用できる事項については、B 7616を引用することし、重複を避ける必要がある。このほか、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定されたのに伴い、これへの整合を図る必要がある。このような状況から、関連するJISとの調整を図るとともに実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの信頼性が向上し、継続的に計量性能が担保された製品が市場に供給されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.11(不確かさ)の記述について、JIS B 7616の(11 発生圧力値の不確かさ)においてより詳細に規定されていることから、これを引用して、製造上必要な規定に絞り記載する。 ・附属書A(A.4.3有効断面積の決定)については、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)と非常に近い規定内容となっているため、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)を引用して、規定の整合性を図り簡素化する。		OIML R110:1994	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月		4
JSA	02 計測計量	改正	B7616	重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法	Operation and calibration procedures of pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造及びそれに準じるピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するための使用方法及び校正方法について規定し、2013年に改正されているが、その後、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定され、主としてJIS B 7610及びJIS B 7616で定められた重錘形圧力天びんを標準器としてデジタル圧力計を校正する方法が定められている。しかし、圧力計測に関わる用語の使い方などに一部不整合があるため、この規格においてもこれらの圧力計測に関連するJISに整合する必要がある。また、同時に改正を行うJIS B 7610(重錘形圧力天びんの製造と精度等級のJIS)で規定している有効断面積の決定に関する規定や不確かさの規定において、相互の規定内容に重複がないような規定とすべきとの指摘があり、規定の振り分けを行う必要がある。さらに、与えられた発生圧力値を補正して計算する場合の式を改める必要がある。このような状況から、近年の技術の実態に即し、より適正な校正が可能となるJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの校正及び不確かさ評価方法の統一、高度化が進み圧力の計量トレーサビリティの確保と各種圧力計の製品評価精度の向上に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重錘形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などに一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錘形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錘形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。			無	第2条の該当号：2(使用方法) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		JCSS(計量法校正事業者登録制度)などの適合性認定において活用される。	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目 又は 改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	01 基本	改正	B7726	ロックウェル硬さ試験－試験機及び圧子の検証及び校正	Rockwell hardness test－Verification and calibration of testing machines and indenters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の直接検証方法及び間接検証方法について規定するものである。試験機の重要な構成要素である試験力発生機構には、従来の錘を用いた機械的制御方式ではなく、電気的フィードバック制御を実装したものが増加している。電気的フィードバック制御を採用した試験機では、試験力及び押し込み深さの検証時において、機械的制御の試験機とは異なる留意点が存在するため、電気的フィードバック制御の試験機で必要となる検証要件を規定する必要がある。このため、対応国際規格と整合させ、必要となる検証方法を規定することが必要である。 また、球圧子の材質について、現行のJISでは鋼材と超硬合金の2種類が定義されているが、対応国際規格では超硬合金が標準とされている。前回の改正時に、次回改正において超硬合金を標準とし、対応国際規格に整合させることを記載しており、今回の改正でこれを実施することが必要である。	【期待効果】 既に市場に一定数出回っている電気的フィードバック制御を実装した試験機に対する検証方法を規定することは、使用者及び製造業者にとって合理的でありコスト削減につながる。また、球圧子の材料を超硬合金に標準とすることで、基準片の供給者が提供すべきスケールが統廃合され、コスト削減が実現できる。また、スケールの削減により、取引当事者間の取引条件が単純化されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験力の検証及び校正(箇条6)では、錘を用いた試験機の構造上、圧子軸の移動範囲により試験力が変化するため3か所の位置で試験力を校正することと規定しているが、閉ループ制御を備えた試験力制御システムの場合は、発生している試験力をモニタしながら目的の試験力を発生するため移動範囲による試験力の変化がないため、1か所の位置で校正することに減ずることを可能とする規定を追加する。 ・押し込み深さ測定装置の校正及び検証(箇条6)では、全領域に対して均等な4区間以上を測定することと規定しているので、各区間に対し一回の測定で評価可能と理解できるが、測定の系統誤差、偶然誤差、過失誤差の影響を小さくするため、測定回数要件を追加して、各区間に対し3回測定して評価する規定に変更する。 ・間接検証(箇条7)において、鋼球を使用したスケールを廃止し、超硬合金球のスケールだけに変更する。		ISO 6508-2	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験機)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月			1
JSA	01 基本	改正	B7730	ロックウェル硬さ試験－基準片の校正	Rockwell hardness test－Calibration of reference blocks	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに使用する硬さ基準片の校正方法について規定したものである。今回、対応国際規格であるISO 6508-3が2023年に改訂され、校正用試験機に対する要求事項が細分化され、事業者間比較試験要求も追加された。この規格も国際間取引の円滑化及び事業者間比較試験による事業者間のばらつき改善を主目的として改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に整合させることによって、硬さ基準片の事業者間差の縮小に繋がり、校正の信頼性の向上が期待される。また、国内市場で利用される硬さ試験機の精度管理の利便性、信頼性向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(箇条5)の内容をJIS B 7726(ロックウェル硬さ試験機の校正)に倣い、より細分化する。 ・事業者間のばらつきを改善する目的で新たに技能試験のような事業者間試験についての項目を追加する。 ・対応国際規格に追加された校正用試験機の附属書Dを現行JISの附属書JAと統合して規定する。		ISO 6508-3	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験片)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8102	蒸気タービン—受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン室熱効率又は熱消費率などの保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによって、対応国際規格であったIEC60932-2は、新たにIEC 60953-0:2022, Rules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbineに置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、“コンバインドサイクルの復水タービン”などの低減要因の追加が行われている。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。 さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など) ・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。	—	IEC 60953-0:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	27.040	5
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法(追補)	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JSME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJSME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	【期待効果】 本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・比エネルギーに関する用語において、キャピテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、“キャピテーション係数”の後に“0”を明記する。 ・圧力測定の測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“ 6 mm以上”に改める。 ・IEC 62097換算法との比較において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。	—	IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8105	蒸気タービン―受渡試験方法―改造時の性能確認	Steam turbines―Acceptance test―Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-0:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用する基本の規格をIEC 60953-0:2022に変更し、附属書L(温度変化方法)の削除などを行う。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し ・保証タイプの詳細な指針を追加 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。	—	IEC 60953-3:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いいずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	27.040	5
JSA	08 機械要素	改正	B8390-2	空気圧―圧縮性流体用機器の流量特性試験方法―第2部:代替試験方法	Pneumatic fluid power – Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids – Part 2: Alternative test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮性流体、すなわち、気体を使用する空気圧機器の流量特性を決定するための代替試験方法として充填試験及び放出試験について規定したもので、空気圧機器の能力をカタログに表示するために必要な試験方法である。この規格で規定する試験方法は、等温化タンクという金属繊維を充填した特殊なタンクを用いることによって、JIS B 8390-1(空気圧―圧縮性流体用機器の流量特性試験方法―第1部:通則及び定常流れ試験方法)の試験方法に比べ、試験時間の短縮と使用する圧縮空気量の低減ができる。 この規格は、対応国際規格ISO 6358-2(Pneumatic fluid power―Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids―Part 2: Alternative test methods)を基に2018年に制定されたが、空気圧機器の製造業者によってこの規格の規定通りに実際に試験を実施すると、試験装置及び試験手順に不明確なところが現れた。試験装置では、圧力データの個数が1000個以上必要であるが、規定通りにサンプリング時間を設定しても1000個を満たさない場合があった。また、試験手順では、コンダクタンス特性グラフでコンダクタンスに飽和領域が現れない場合があった。対応国際規格は2019年に改正され、試験装置及び試験手順のこれらの問題に対する対処方法が追加された。対応国際規格に整合し、これらの問題への対処方法を追加するため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、試験方法が適切かつ明確になることから、取引の公正化、相互理解の促進ならびに、国際競争力の向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、圧力データの個数が1000個に満たない場合、サンプリング間隔を短くし、圧力データの個数が1000個以上になるようにするという対処方法を追加する。 ・試験手順において、コンダクタンスの飽和領域が現れなかった場合、放出試験では、等温化タンク内の充填圧力を高く設定し、充填試験では、等温化タンク内の初期真空圧力を低く設定し、飽和領域が現れるようするという対処方法を追加する。	—	ISO 6358-2:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いいずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	11 産業機械	改正	B8628	全熱交換器	Air to air heat and energy exchanger and ventilators	この規格は、居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた空気対空気の全熱交換器について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2000年に日本冷凍空調工業会規格JRA4038(全熱交換器)を基に制定された。その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載する構成(全熱交換・換気ユニット)の性能試験に関する国際規格ISO 16494が2014年に制定されたことに呼応し、また、その他法規や社会情勢の変化による必要な変更を盛り込み、2017年に基本の製品規格として、この規格を改正し、同時に参照規格としてISO16494と整合するJIS B 8639の制定が行われた。 その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分だけの構成(全熱交換器単体)の性能試験に関する試験規格(ISO 21773)が2021年に制定された。JISでは全熱交換器単体の試験方法は、この規格に定められているが、ISO21773とは整合していない。国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者から全熱交換器単体に関する標準化が望まれている。そのため、全熱交換器単体に関する静圧損失、熱交換効率、有効換気量などのこの規格の試験規定をISO 21773に対応する新規制定JISから引用し、国際整合に対応した内容及び規格構成に見直す必要がある。また、前回改正後に建築物省エネ法において、全熱交換器の計算が入力可能となり必要な記載が追加されているなど、法規や社会情勢の変化に対応する変更などもあり、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することによって、建築物省エネ法の入力において必要な項目の表示などの規定が網羅され、全熱交換器の適正な省エネ計算への盛り込みが促進され、それにより空調エネルギーの省エネルギー化に寄与することができるだけでなく、全熱交換器単体の試験方法を国際規格との整合化することができ、貿易の障壁が排除され、市場の拡大を促進することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、試験方法が異なる蓄熱形ダクトレス換気装置を対象外とする。 ・用語定義において、仕様書表示に追加した用語及び定義を追加する。 ・仕様書表示において、建築物省エネ法に対応した表示項目(例:ダクトの呼び径など)を追加する。				第2条の該当号: 1(種類、型式、構造、品質、性能、耐久性、安全度) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月			2
JSA	11 産業機械	改正	B8639	全熱交換器－風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法	Heat and energy recovery ventilators-Method of test for performance of flowrate, net supply airflow and gross effectiveness	この規格は、JIS B 8628 で規定する全熱交換器のうち、全熱交換・換気ユニットの換気関連及びエネルギー関連の性能である風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2014年に性能試験方法の国際規格ISO 16494が制定され、我が国においては、製品規格であるJIS B 8628の改正と同時に、ISO 16494を対応国際規格として制定された。 その後、ISO16494は同規格に関する不確かさのTRが制定されるのに合わせてシリーズ化しISO 16494-1が制定され、その際に欧州規格(EN)とISOの整合性を取るための空気条件の追加(T8)やその他詳細の見直しが行われた。また、2023年にISO 16494-1における表1の条件追加、図A.1、図B.1及び図C.1の記号修正などのため、AMD1が発行された。この製品の昨今の技術の状況から、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことによって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待できる。また、国際規格と整合化することによって、市場の拡大が促進することが期待される。	主な改正点は次の通り。 ・熱交換効率測定において、欧州規格(EN)とISOの整合性を取るため追加された空気条件(T8)を追加する。 ・試験方法としてISO規格の改訂時に追加された試験の一般事項に関する箇条5を追加する。 ・適用範囲に対象とする全熱交換器の熱交換器の形式として、ISO規格の改訂時に追加された、静止形熱交換器、回転形熱交換器、ヒートパイプ形熱交換器を追加する。 ・ISO規格の改訂時に変更された数式の記号類を変更する。		ISO 16494-1:2022+Amendment 1:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月			2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、使用者の安全性が向上し、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い“測定不確かさ”及び“定格表示値”を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。		IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号：1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項：絶縁抵抗計	法律の目的に適合している。	利点：イ、エ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2024年4月	17.220.20; 29.080.01; 29.240.01	4
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings – Part 1: Requirements for measuring instruments	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment1が発行された。この変更によって、特にイミューニティ要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 －機器のイミューニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 －対応国際規格の“should”→“shall”への変更に伴う修正を行う。 －3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 －電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 ・校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。		IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号：4(性能) 対象事項：電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C2812	機器取付け用レール	Mounting rails for devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又は直流1 500 V以下で使用する継電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用レールの種類、形状、性能及び試験方法ついて規定したものである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保護導体として使用するレールの電気的機能について、保護導体端子台への接続は、IEC 60947-7-2 (Low-voltage switchgear and controlgear－Part 7-2: Ancillary equipment－Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加され、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JISは、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況から、対応国際規格との規定のかい(乖)離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 保護導体として使用されるレールの電気的機能の明確化に伴い性能の向上及び円滑な流通が期待できる。また、対応国際規格との整合によって国際市場への事業の拡大、輸入製品の品質確保などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 “適用範囲”において、従来は明記されていなかったが、保護接地用として使用される取付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-2に規定されていることを追加する。		IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号： 1(種類、形状、寸法、性能) 対象事項： 機器取付け用レール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月	29.130.20	5	
JSA	05 電気	改正	C3002	電気用銅線及びアルミニウム線試験方法	Testing methods of electrical copper and aluminium wires	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、各種の電線、ケーブル及びコードに用いる電気用銅線及び電気用アルミニウム線の試験方法について規定したものである。前回の改正から30年以上が経過しており、電気抵抗の測定において規定している測定装置が入手困難な状況となっている、また、伸びの測定方法が旧来の手法に限定され、より精度の高い手法が採用できない状況にあるなど、最近の技術・市場との乖離が生じている。このため、我が国の最近の技術・市場の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、我が国の最近の技術・市場の実態が反映されることから、製品試験を合理化することが可能となり、生産性の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気抵抗の測定において、最近の測定装置が使用できるように規定を改める。 ・引張り試験における伸びの算出において、より精度の高い測定方法が使用できるように規定を改める。	—	—	無	第2条の該当号： 4(試験方法) 対象事項： 電気用銅線及びアルミニウム線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。	—	生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年1月	29.060.10	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電 気	改正	C3215-0-1	巻線共通規格－第0－1 部：一般特性－エナメル 銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-1: General requirements－ Enamelled round copper wire	この規格は、エナメル銅線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-1 (ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にED.4及び2019年にAMD1が発行され、製品の品質向上のため、中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧の追加、また、市場の実態を踏まえ、導体抵抗について、公称導体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大すること、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最小両側被膜厚さ(4.3)に“中間公称導体径”についての規定を追加する。 ・市場の実態に合わせ、導体抵抗(表3)において、公称導体径の範囲を拡大する(0.018mm～0.063mm → 0.018mm～0.280mm)。 ・最近の技術の進歩に合わせ、伸びにおいて、最小伸びの規定値を改める。 ・品質向上のため、中間公称導体径について、絶縁破壊電圧の規定値を追加する。 ・試験結果の再現性を向上するため、参考として附属書に記載している導体抵抗の算出方法を規定として明確にする。		IEC 60317-0-1:2013 (ED4.0)+AMD1:2019	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に 適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 線工業会のWG	2024年7月		4
JSA	05 電 気	改正	C3215-0-2	巻線共通規格－第0－2 部：一般特性－エナメル 平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-2: General requirements－ Enamelled rectangular copper wire	この規格は、エナメル平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-2:1997(ED.3)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値を追加、融着層をもつものに対して絶縁破壊電圧を追加、また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を次のように変更する。 －幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下 → 2.00mm以上、31.50mm以下 －厚さ: 0.80 mm 以上、5.60 mm 以下 → 0.80mm以上、10.00mm以下 ・導体寸法の範囲の拡大に伴って、面取半径、伸びなどの規定値を改める。 ・絶縁破壊電圧において、融着層をもつものに対する規格値を追加する。		IEC 60317-0-2:2020 (ED.4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に 適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 線工業会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-3	巻線共通規格－第0－3部：一般特性－エナメルアルミニウム線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-3: General requirements－Enamelled round aluminium wire	この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-3(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にAmd1及び2019年にAmd2が発行され、製品の品質向上及び試験の再現性向上のため、導体抵抗算出方法の変更、温度指数に用いる試験片を明確化するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・導体抵抗の算出方法などを改めることによって、品質が向上する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度指数において、試験片は、関連規格によることとして、試験片の条件を明確にする。 ・導体抵抗の算出方法を、抵抗率の最小値及び最大値から算出する計算式から、標準値から算出する計算式に変更する。		IEC 60317-0-3:2008(ED3.0)+AMD1(2013)+AMD2(2019)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4
JSA	05 電気	改正	C3215-0-4	巻線共通規格－第0－4部：一般特性－ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-4: General requirements－Glass-fibre wound bare or enamelled rectangular copper wire	この規格は、ガラス巻平角銅線及びにエナメルガラス巻平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-4:1997(ED2.0)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大、また、品質向上のため、絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容を改めることによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚さの範囲拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、公称導体厚さについて、5.6mmを超え10.0mm以下の範囲を追加して拡大する。これに併せ、面取半径、伸びなどの規定値を追加する。 ・昨今の技術進歩を踏まえ、グレード2のエナメルガラス巻平角銅線について、最小絶縁破壊電圧を厳しくする(1500,2000→2350,2560V)。 ・市場の実態に合わせ、グレード1のエナメルガラス巻平角銅線について、両側絶縁厚さ及び絶縁破壊電圧の規定値を新たに追加する。 ・軟らかさにおいて、昨今の技術進歩を踏まえ、ガラス巻平角銅線とエナメルガラス巻平角銅線に分け、個々に規定するとともに、ガラス巻平角銅線については、最大戻り角度の基準を、5.5→5.0°を超えてはならないとして厳しくする。 ・市場の実態に合わせ、ガラス巻平角銅線について、密着試験を新たに規定する。		IEC 60317-0-4:2020(ED4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-17	巻線個別規格－第17部:クラス105のポリビニルアセタール平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 17: Polyvinyl acetal enamelled rectangular copper wire, class 105	この規格は、クラス105のポリビニルアセタール樹脂を主体とした単一被覆層のエナメル平角銅線について規定するもので、2010年の発行されたIEC 60317-17(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、密着性の伸長条件を追加する、また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着性の伸長条件を追加することによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化によって、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態を踏まえ、次のように導体寸法の範囲を拡大する。 幅 : 2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→ 2.00mm以上、31.50mm以下 厚さ: 0.80 mm 以上、5.60 mm 以下→ 0.80mm以上、10.00mm以下 ・製品の品質向上のため、密着性の試験条件(伸長条件)を追加する。		IEC 60317-17:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4
JSA	06 電子	改正	C5101-11	電子機器用固定コンデンサー 第11部:品種別通則:固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment－Part 11: Sectional specification－Fixed polyethylene-terephthalate film dielectric metal foil DC capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品目別規格JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー 第1部:品目別通則)を親規格とする固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサの品種別規格で、IEC 60384-11を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体ポリエチレンテレフタレートフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、対応国際規格の改訂(2019年08月)に合わせて、定格電圧などを見直し変更した。JISにおいても、対応国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。 また、この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(IEC 60384-1:2021)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号なども変更されているが、対応国際規格IEC 60384-11:2019)には変更が反映されていないため、それらの反映も行うためこの規格はMODとする。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定格電圧を市場の高耐圧化の要求により、“40V,50V,63V,100V,160V,200V及び250V”から“40V,63V,100V,160V,250V,400V,630V,1000V,1600V及び2500V”へ変更する。 ・この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(品目別通則)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号などが変更されており、この規格でも親規格の変更を反映するため修正を行う。		IEC 60384-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久性) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-20	電子機器用固定コンデンサー 第20部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use electronic equipment- Part 20: Sectional specification- Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-20が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、実装規定で初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	C5101-20-1	IEC 60384-20:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月		4
JSA	06 電子	改正	C5101-23	電子機器用固定コンデンサー 第23部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use electronic equipment- Part 23: Sectional specification- Fixed metallized polyethylene naphthalate film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-23が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	C5101-23-1	IEC 60384-23:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5201-8	電子機器用固定抵抗器－第8部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification- Fixed surface mount resistors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用固定抵抗器に属する表面実装用固定抵抗器に関する品種別通則である。対応国際規格 IEC 60115-8が2023年に改訂され抵抗器の定格電力を定める基準温度が見直され、70℃における耐久性試験の際の抵抗器本体の温度と印加電力の関係が明確になるように、推奨試験基板へリファレンス電力を加えた場合に端子部温度が原則125℃になる様に再設計された。これにより、抵抗器使用者は、端子部温度を抵抗器製造業者との共通の温度管理部位として利用して、抵抗器製造業者の試験条件と相関が取れる形での熱設計を行う事が可能となる。 なお、今回の改訂において、近年、市場に導入された比較的高定格電力の長辺電極品と、巻線モールド抵抗器も対象とした。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・形状及び寸法の規定で、長辺電極抵抗器(RT)及び巻線モールド抵抗器(RW)を追加する。 ・推奨試験基板の70℃の耐久性試験において、熱設計が可能のように、供試抵抗器の端子部温度が原則125℃になるように設計することを明記する。 ・表5(はんだ付けランド寸法)に、抵抗器サイズに対して与えられている定格電力を追加する。 ・附属書に外観検査基準の規定を追加する。		IEC 60115-8:2023	IDT	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項：電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月			4
JSA	06 電子	改正	C5260-3	電子機器用可変抵抗器－第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器	Potentiometers for use in electronic equipment - Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用可変抵抗器に属する回転形精密級可変抵抗器に関する品種別通則である。この規格の対応国際は、1992年に発行され、この国際規格を基にJISを2000年に制定した。2023年にこの規格の対応国際規格がISO/IEC Directivesに沿って全面的に改訂されたことによって項番が変更された。また、使用環境変化に伴い試験温度範囲も変更され、測定における定義も追加された。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで利用する基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格で規定されている可変抵抗器の形状記号とその形状例を追加する。 ・可変抵抗器の使用環境の変化のため、カテゴリ上限温度範囲を70℃～125℃から85℃～125℃へ変更し、カテゴリ下限温度範囲を－65℃～－10℃から－55℃～－10℃へ変更する。 ・素子最高電圧の推奨値をR5数列に順ずる値に変更することで、800Vを削除し、100V、160V、250V、400V、630V及び1000Vとする。 ・非巻線可変抵抗器に要求される有効操作角度の定義を追加し、可変抵抗器に要求されるディザの定義を追加する。		IEC 60393-3:2023	IDT	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項：回転形精密級可変抵抗器	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月			4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5402-1-100	電気・電子機器用コネクタ―試験及び測定―第1-100部:一般―試験方法規格群一覧	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1-100: General-Applicable publications	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験規格群の構成について規定したもので、IEC 60512-1-100:2012を基に、2014年に改正した。その後、制定・改訂された試験及び測定のIEC規格を元に、JISも制定・改正され、IEC規格との対比が不明瞭なものとなった。そのため、その対応するIEC規格との一覧としてまとめ直したものである。	【期待効果】 この改正によって制定・改正された電気・電子機器用コネクタの試験及び測定についてJISで規定された規格が明瞭になり、また、対応国際規格も明瞭になり、使用者に利便性を確保することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 試験方法規格一覧に次の変更を行う。 ・2014年以降、旧規格では審議中とされたものを制定済として、審議中の注記を削除する。 ・C 5402、C 5402追補1、は旧規格で廃止済であり、一覧表から削除する。 ・C 5402-1-100は本規格であり、一覧表から削除する。 ・新たに制定された以下のJISを一覧表に追加する。 (C 5402-7-2、C 5402-8-2、C 5402-9-2、C 5402-12-6、C 5402-12-7、C 5402-17-3)		IEC 60512-1-100:2012	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月			4
JSA	06 電子	改正	C5402-23-3	電気・電子機器用コネクタ―試験及び測定―第23-3部:スクリーニング及びフィルタリング試験―試験23c:コネクタ及びアクセサリのシールド効果	Connectors for electrical and electronic equipment- Tests and measurements - Part 23-3: Screening and filtering test - Test 23c: Shielding effectiveness of connectors and accessories	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-23-3:2000を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-23-3:2018では、引用規格の変更、内容の修正、項目の追加、削除が行われた。JISとしても、対応国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】 この改正によって試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、対応国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“最大適用周波数”をより適正な算出式に変更する。 ・引用規格IEC 60096-4-1の廃止に伴い、使用されなくなった“試験スクリーン径”の項目を削除する。 ・ISO/IEC Directivesに従い、箇条3に用語及び定義を追加する。		IEC 60512-23-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月			4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイスー第1部:通則	Non-wavelength-selective fiber optic branching devices – Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光伝送に使用する波長選択性のない光ブランチングデバイスの通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定し、IEC 60875-1(以下、対応国際規格という。)(Fibre optic interconnecting devices and passive components – Non-wavelength-selective fibre optic branching devices – Part 1: Generic specification)の第5版:2010を基に2014年に制定され、対応国際規格の第6版の改訂:2015に伴い、2019年に改正された。 その後、対応国際規格が、2024年に第7版として改訂された。主な改訂事項は、要求事項の市場状況を反映した見直し及び技術情報を記載している溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例へ平面光導波路技術などが追記された。波長選択性のない光ブランチングデバイスは、我が国では、光ファイバ通信システムのPON(Passive Optical Network)などに適用され、複数のデバイス製造業者がある。現JISでは、附属書Aに溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術を記載しているが、対応国際規格では、附属書Aに波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例として、溶融延伸形光ブランチングデバイス及び平面導波路技術を記載している。平面導波路技術は我が国で最も汎用的に製造されている光ブランチングデバイスの技術であるため、今後の中小企業等の製品開発を促進するためにも記載が必要である。 このような状況から、国際規格との整合及び最新の技術情報に合わせるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、波長選択性のない光ブランチングデバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A(溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例)において、平面光導波路技術の説明及び図を追加し、附属書Aの名称を波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例に変更する。		IEC 60875-1:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月			3
JSA	06 電子	改正	C5916-3	光ファイバ形分散補償器	Fiber optic chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード分散補償光ファイバを用いた受動波長分散補償器(以下、光ファイバ形分散補償器という。)の定格、光学特性並びに環境及び耐久性特性について規定したもので、IEC 61753-141-2:2011を基に2013年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、その長延化のために使用する光ファイバ形分散補償器は、ICT社会のさらなる発展に伴い、今後も多量導入が予想されている。光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格は特に改訂はされていないが、環境及び耐久性特性の試験方法で基にしている規格の更新に伴い、試験条件の規定内容と技術的な差異が生じている。具体的には、耐環境性及び耐久性特性の試験項目として、現行規格には“光ファイバクランプ強度(ねじり)試験”がないために追加の必要がある。また、耐環境性及び耐久性特性の試験項目[耐寒性、耐熱性、光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ)、光ファイバクランプ強度(軸方向引張り)及び光ファイバクランプ強度(横方向引張り)]において、それぞれの試験の基としている規格とにおいて、挿入損失の試験条件に差異が生じている。このような状況から、これら技術的差異を解消し、技術の実態に即した内容とするために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光ファイバ形分散補償器の調達が可能となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・環境及び耐久性特性において、使用の実態に即して“光ファイバクランプ強度(ねじり)試験”の規定を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、耐寒性及び耐熱性の試験条件の挿入損失及び波長分散について、より適切な結果を得るため、試験前後の測定に加えて「試験中に、1h以下の間隔で測定する。」旨を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、光ファイバクランプ強度の軸方向引張り、横方向引張り及び繰返し曲げの試験条件の挿入損失及び波長分散について、試験前後の測定に加えて「試験中及び試験前後に測定する。」旨を追加する。		IEC 61753-141-2:2011, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Performance standard – Part 141-2: Fibre optic passive chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fibre for category C – Controlled environments	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光ファイバ形分散補償器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	06 電子	改正	C5920-1	光伝送用パワー制御受動部品－第1部:通則	Fiber optic passive power control devices – Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光伝送用に使用するパワー制御受動部品の通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定している。この規格は、2012年に改訂されたIEC 60869-1を基に2015年に制定されたが、その後、対応国際規格が2018年に改訂され、AnnexIに使用ガイド(Apprication note)及び技術情報が盛り込まれた。さらに、引用しているJISが改正及び廃止、並びに引用国際規格が改訂されるなど、これらの状況に対応した内容に改める必要が生じている。 光伝送用パワー制御受動部品のひとつである光減衰器は国内製造業者が多く、国内及び海外の光伝送装置にも多く用いられている。このため、対応国際規格との整合を図り、引用規格を我が国の実情に合わせた内容にするとともに、用語及び定義を改正されたJIS C 5900:2015と整合させるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格において、JIS C 5901が廃止されたため、移行先のJIS C 61300規格群に置き換える。 ・用語及び定義において、2019年に改正されたJIS C 5900に規定する「最大入力光パワー」を削除、対応国際規格から「減衰量公差」を追加、対応国際規格から国内で流通していない光受動部品の性能パラメータである「光リミッタ入力光パワー」及び「光リミッタ出力光パワー」を削除、国内で用いられていない性能パラメータである「最小挿入損失」を削除する。 ・附属書において、使用ガイド(Apprication note)及び技術情報を追加する。		IEC 60869-1:2018	MOD	第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月			1
JSA	06 電子	改正	C5920-4	光伝送用パワー制御受動部品－第4部:シングルモード光ファイバ用プラグレセプタクル形固定光減衰器	Fiber optic passive power control devices – Part 4: Plug-receptacle style, fixed optical attenuator for single-mode fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋内空調環境条件で光ファイバ伝送システムに用いるシングルモード光ファイバプラグレセプタクル形固定光減衰器の定格、満足する光学特性並びに対環境性及び耐久性について規定したもので、IEC 61753-051-3:2013を基に2019年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ファイバ中の光強度を調整するために使用する固定減衰器は多量に導入され続けており、その個別規格を適正な内容に適宜更新することは重要である。一方、対応国際規格のIEC 61753-051-3がIEC 61753-051-02:2022(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard -Part 051-02: Plug-receptacle style single-mode fibre fixed optical attenuators forcategory C - Controlled environments)に置き換えられたこと、並びに引用しているJISの耐環境性及び耐久性に関する試験方法などが変更されたことから、この規格との技術的な差異が生じている。具体的には、高入力光パワーの試験条件の変更、かん合耐久性試験及び締結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び耐湿性の試験中の継続測定の追加、並びに耐振性、耐衝撃性及び耐落下衝撃性の試験の要求性能の変更に伴う差異である。 これらの試験項目は、購入時の製品選定、及び長期使用時の特性保証の観点で非常に重要である。このような状況から、対応国際規格との技術的差異を解消し、関連するJISの改正状況などを踏まえ、実態に即したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の使用環境に対応した固定光減衰器の調達が容易となり、調達コストの削減、通信システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行えるとともに、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 耐環境性及び耐久性に関する次の試験において、国際整合化を図るとともに、実態に即した内容に更新するため、試験条件又は要求性能の変更を行う。 ・高入力光パワー試験において、製品の減衰量に応じて入力光パワーの値を変更する。 ・かん合耐久性試験及び締結強度試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐寒性試験及び耐熱性試験において、試験中の光損失の変動値を要求性能に追加する。 ・耐湿性試験において、試験中の光反射減衰の変動値を要求性能に追加する。 ・耐振性試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐衝撃性試験及び耐落下衝撃性試験において、試験前後の減衰量変化を要求性能に追加する。		IEC 61753-051-02:2022	MOD	第2条の該当号: 1(性能、耐久度) 対象事項: 固定光減衰器	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5952-12	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第12部：同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュール	Fiber optic active components and devices－Package interface standards－Part 12：Laser transmitters with a coaxial RF connector	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、高速光伝送装置に用いられる同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールの物理的インタフェースの互換性を確立することを目的として、その仕様について規定したものである。対応国際規格IEC 62148-12 (Laser transmitters with a coaxial RF connector)が、Amendment1を取り込むためにEd. 1.0:2004からEd. 1.1:2022に改訂され、体系見直しによる引用規格 (IEC 60169-15からIEC 61169-15へ) の入替え及び対象とする同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールのデバイス分類上の区分変更 (タイプ5からタイプ7へ) があった。国内においても、国際規格との整合性を図るとともに、技術の実態に即して改正する必要性があることから、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電氣的インターフェースの同軸コネクタにおいて、引用しているIEC 60169-15を、国際規格との整合のためIEC 61169-15に改める。 ・分類において、同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールがタイプ1からタイプ6のいずれにも当てはまらないことが分かったため、「タイプ5」から「タイプ7」に改める。		IEC 62148-12:2022, Fibre optic active components and devices－Package and interface standards－Part 12: Laser transmitters with a coaxial RF connector	IDT	第2条の該当号：1 (種類、寸法、構造) 対象事項：光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C5953-5	光伝送用能動部品－性能標準－第5部：半導体レーザ駆動回路及びクロックデータ再生回路内蔵ATM－PON用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices－Performance standards－Part 5：ATM-PON transceivers with LD driver and CDR ICs	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの性能標準について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1及びIEEE 802.3で通信の仕様が規定されている非同期転送モードバッシング光ネットワーク (ATM-PON) システムにおいて用いられる光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62149-5の2020年改訂の際、分類の変更のため、箇条4の分類の記載が削除となるなど、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの性能標準にかかるIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じており、JISにも技術的内容の変更が必要となっている箇所が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 分類において、電気インタフェースと光インタフェースとの種類の組合せによって分類できる光トランシーバのタイプについて五つのタイプを例示していたが、対応国際規格の改訂に合わせて光トランシーバのタイプについて定義しているJISを記載するのみとした。 b) 引用規格において、廃止されたJISは削除し、それに代わり制定されたJISを記載した。		IEC 62149-5：2020, Fibre optic active components and devices－Performance standards－Part 5: ATM-PON transceivers with LD driver and CDR ICs	MOD	第2条の該当号：1 (種類、構造、品質、性能) 対象事項：光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点：ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5954-2	光伝送用能動部品－試験及び測定方法－第2部:ATM－PON用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices – Test and measurement procedures – Part 2: ATM-PON transceivers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5954規格群の一部であり、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1で通信の仕様が規定されている非同期転送モードバッシング光ネットワーク(ATM-PON)システムで使用する光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62150-2の2010年改訂の際、ネットワーク拡大により光トランシーバの試験をより精緻に実施する必要が生じたため、7.3.3 平均出力の測定方法におけるパワーメータの飽和入力が平均出力の2倍以上を必要とする変更があった。このため、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順にかかるJISとIEC規格との対応関係に不整合が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に合わせ、対応国際規格との整合を図るために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・平均出力の測定方法において、対応国際規格に合わせて、出力光平均パワーを測定する際に使用する光パワーメータの飽和光パワーについて出力光平均パワーの2倍より高いことを必要とする旨の規定を追加する。		IEC 62150-2:2010,Fibre optic active components and devices – Test and measurement procedures – Part 2: ATM-PON transceivers	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部:FC－P C形光ファイバコネクタ類(F01形)	Fiber optic connector interfaces – Part 13: Type FC-PC connector family(F01 Type)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、FC-PC形光ファイバコネクタ類のかん合構造及び互換寸法について規定しており、2006年に第2版として発行されたIEC 61754-13を基として、2015年に制定された。 その後、国際規格としてマルチモード光ファイバ用の光ファイバコネクタ光学互換標準であるIEC 63267-1が2023年5月に、IEC 63267-2-1が2024年3月に発行され、マルチモード光ファイバを用いたときの挿入損失等級がAm、Bm及びCmとして規定された。これへの対応を含む最新の引用規格及び参考文献に対応するため、対応国際規格は2024年5月に第3版として改訂され、技術的な変更点として、挿入損失等級Amのときのフェルールの外径寸法は、業界の実態を考慮して現時点では規定しないことに改められた。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との整合を図るため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の寸法規格を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルールの等級ごとの外径寸法を国際規格との整合を図るため、石英系マルチモードの等級Amを今回の改正で削除することし、等級Bm及びCmは寸法の規定値の小数点以下の桁数を4桁から3桁に改める。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルール先端部の寸法を対応国際規格との整合を図るため、寸法BF及びBGはJIS C 5965-3-1を引用するように改める。		IEC 61754-13:2024	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準－第1部:1310nmゼロ分散形光ファイバ用光学互換標準の通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibers –Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibers –General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード(1310nmゼロ分散形)光ファイバ用光学互換標準について規定されている。この規格には、この規格群の構成、光学互換標準の等級、光学互換標準に必要な規則、基準点に対する光ファイバコア位置、主要パラメータ及び適切な試験方法が含まれており、2005年に第1版として発行されたIEC 61755-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく2009年に作成された。 その後、近年の光ファイバの技術の進歩、種類の増加により対応国際規格が2022年に第2版として改訂され、引用規格の追加、光学性能に影響を及ぼすキーパラメータにモードフィールド径のミスマッチの追加、多心光ファイバコネクタへの対応、及び文章全体についても見直しが行われている。よって対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで規格の整合を図る必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、最新の引用規格、構成等を参照することが可能となり、規格の運用がさらに促進され、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。いずれも改訂された対応国際規格との整合を図るためである。 ・表題の変更 ・概要(簡条0.1)国際規格にあるモードフィールド径の幅を追加。信頼性標準から信頼性技術報告へ表現の変更。 ・引用規格(簡条2)反射減衰量、挿入損失の検査及び測定に関する国際規格の追加 ・用語及び定義(簡条3) 不要な用語及び定義の削除。 ・構成(簡条4) 表1の適用及びパラメータ例の内容を変更。 ・光学互換標準の等級(簡条7) 基準点に対する光ファイバコア位置の分類分けを追加。 ・主要パラメータ(簡条8) 図2、図3、表4及びそれに係る文言の削除。		IEC 61755-1 ED2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibres – Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibres – General and guidance	IDT	第2条の該当号: 1(構造、等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C5965-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準－第2-1部:1310nmゼロ分散形直角PC端面光ファイバの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibers – Part 2-1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres – Non-angled	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直角PC(Physical Contact)端面をもつシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観検査技術が進歩したことに伴い、端面の欠陥サイズ及びスクラッチ幅並びにそれぞれの数量を規定する必要が生じており、これに対応するために対応国際規格は2022年8月にEd.2として改訂されている。このような状況から国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消するため、外観検査の規定を改めるなど、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の光ファイバ端面の外観品質を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・用語及び定義の簡条を新たに追加し、defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量等級ごとの外観要求の詳細規定を追加する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、加工変質層と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。		IEC 61755-2-1:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibres – Part 2-1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres – Non-angled	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-2-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準－第2－2部:1310nmゼロ分散形斜めPC端面光ファイバの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibers – Part 2-2: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibers – Angled	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、8 度斜め PC (Physical Contact) 端面をもつシングルモード光ファイバ(以下、APC端面光ファイバという。)同士の接続において、挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観検査技術が進歩したことに伴い、端面の欠陥サイズ及びスクラッチ幅並びにそれぞれの数量を規定する必要性が生じており、これに対応するために対応国際規格は2022年9月にEd.2として改訂されている。このような状況から国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消するため、外観検査の規定を改めるなど、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバコネクタ製品の光ファイバ端面の外観品質を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・用語及び定義の簡条を新たに追加し、defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量等級を満たす外観要求の詳細規定を追加する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、端面角度と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。		IEC 61755-2-2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single-mode fibres – Part 2-2: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres – Angled	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C5965-3-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第3－1部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア直角PC端面フェルールの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces – Part3-1: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers – non-angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直角PC (Physical Contact) 端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア(ZrO2)フェールを用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-1:2006に基づいて2011年に制定されている。業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩してきており、挿入損失が統計的に97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されてきている。このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバコネクタ製品のPC端面フェールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・互換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェールの光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97%以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。		IEC 61755-3-1:2024	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第3－2部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア8度斜めPC端面フェルールの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces – Part3-2: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers – Angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、8度斜めPC (Physical Contact) 端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア (ZrO2) フェルール (以下、APC端面フェルールという。)を用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-2:2006に基づいて2011年に制定されている。 業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩してきており、挿入損失が統計的に97％以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されてきている。 このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のAPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・互換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェルールの光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれ等において、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97％以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。		IEC 61755-3-2:2024	IDT	第2条の該当号: 1 (寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2
JSA	06 電子	改正	C6122-3-2	光増幅器－測定方法－第3-2部:雑音指数パラメータ－電気スペクトラムアナライザ試験方法	Optical amplifiers-Test methods-Part 3-2:Noise figure parameters-Electrical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器 (OFA) の雑音指数パラメータによる電気スペクトラムアナライザ試験方法について規定したもので、電気スペクトラムアナライザを用いた光ファイバ増幅器の雑音指数パラメータの測定方法を規定するため、2003年に発行されたIEC 61290-3-2 (以降、対応国際規格という。)の第1版を基に、2006年に制定された。その後、対応国際規格は、光ファイバ増幅器以外の半導体光増幅器などにも試験対象を拡張し、さらに最新の技術を反映し、2008年に7月に第2版として改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、より広くJISの適用を図るなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、半導体光増幅器、ラマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器にも本測定方法を適用できるようになり、光ファイバ増幅器以外の光増幅器技術の普及が加速する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、現行規格での光ファイバ増幅器に加えて、昨今の市場での光増幅器の普及状況を踏まえて半導体光増幅器、ラマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器も試験の対象とするなるよう改める。 ・記号及び略語において、附属書の参考として記載しているものを、規格本体に移行して規定する。		IEC 61290-3-2:2008, Optical amplifiers – Test methods – Part 3-2: Noise figure parameters – Electrical spectrum analyzer method	IDT	第2条の該当号: 4 (測定方法) 対象事項: 電気スペクトラムアナライザ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-4-1	光増幅器－測定方法－第4-1部：過渡パラメータ二波長法を用いた利得パラメータ測定	Optical amplifiers-Test methods-Part 4-1: Transient parameters-Measurement of gain parameters using two-wavelength method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、EDFA 及び光増幅器(OA)を含む光サブシステムの、二波長法による過渡パラメータ測定方法について規定したもので、2011年に第1版として発行されたIEC 61290-4-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、2013年に制定された。その後、対応国際規格は、2016年に、最新の技術情報を反映し、適用範囲を光増幅器へ拡張し、用語及び定義の一般事項として規定している「過渡応答」などに関して、既存の測定装置の箇条に合体し、手順の箇条、データ分析の箇条、試験結果の箇条を、IEC 61290-4規格群の他のパートの構成に合わせた改訂が行われた。このような状況から、光増幅器の産業分野では、国内でも半導体光増幅器などの市場適用が進んでおり、これらの規格群に基づいた適切な測定を行うため、対応国際規格に合わせたJISの改正が必要である。	【期待効果】 このJISの改正によって、海外との商取引の場合の市場の混乱を低減する効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、一般事項として規定している「過渡応答」などに関しては、測定装置の箇条へ移行する。 ・手順において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定準備及び測定条件で構成する規定に改める。 ・測定結果において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定設定及び測定データで構成する規定に改める。		IEC 61290-4-1:2016, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-1: Gain transient parameters - Two-wavelength method	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光増幅器	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ、キ 欠点： いいずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	4
JSA	06 電子	改正	C6122-4-3	光増幅器－測定方法－第4-3部：過渡パラメータパワー制御単一チャネル光増幅器のパワーパラメータ測定	Optical amplifiers-Test methods-Part 4-3: Power transient parameters-Single channel optical amplifiers in output power control	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光増幅器の出力光パワーの過渡特性の測定方法について規定したもので、2015年に第1版として発行されたIEC61290-4-3(以下、対応国際規格という。)を基に、2018年に制定された。その後、対応国際規格は、2018年に第2版として改訂され、信号パワーに対する自然放出光(ASE)の測定値の定義が、IEC 61290-3-3 (Optical amplifiers - Test methods - Part 3-3: Noise figure parameters - Signal power to total ASE power ratio)の定義と整合された。 一方、JISにおいても、IEC 61290-3-3の対応JISであるJIS C 6122-3-3(光増幅器－測定方法－第3-3部：雑音指数パラメータ－信号対総ASEパワー比)が、日本国内の実態に合わせて当該の定義を改めるため、2016年に改正された。このような状況から、この規格においても、当該測定値の定義を関連JISや対応国際規格に整合させ、使用者に適切な情報を提供するためにJISの改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、JISの使用者の混乱を防止し、正確及び高信頼性の測定方法を提供することができることから、円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置において、パワー過渡測定系の図の、光検出器の前に可変光減衰器(VOA)を追加する。 ・単一波長EDFAにおける出力過渡現象に関する背景の附属書において、自然放出光(ASE)の測定値の定義を関連JIS及び対応国際規格と整合させる。		IEC 61290-4-3:2018, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-3: Power transient parameters - Single channel optical amplifiers in output power control	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光増幅器	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ、キ 欠点： いいずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目 又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	06 電子	改正	C6182	光ビーム用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for light beam	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータの試験方法について規定するもので、1991年に制定された規格で、2021年に廃止されたJIS C 6181(レーザ放射パワー及びエネルギー測定用検出器、測定器及び測定装置)に適合する検出器の試験方法を規定している。このため、廃止されたJIS C 6181で規定された検出器の試験方法としての意義は失ってしまったと考えられる。一方、光通信用光パワーメータの規格は、国際規格を翻訳したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)と、国内独自の規格で具体的な試験方法を定めたJIS C 6184(光ファイバ用光パワーメータ試験方法)の2本立てとなっており、前者が空間伝播光ビーム用光パワーメータを適用範囲に含んでいるのに対し、後者は光ビーム用光パワーメータに対応していない。このため、この規格は、光ビーム用光パワーメータの試験方法を規定する規格としての存在意義があり、そのため、JIS C 6181の廃止後も存続している。 この規格は、制定から30年以上が経過しており、そのフォーマット及び技術的内容が現状と乖離している。また、この規格の制定後に、JIS C 6184及びJIS C 6186が制定・改正されたため、これらの規格との間に標準試験条件の温度・湿度の値の違い、不確かさによる精度の評価がされていない、などの齟齬が生じている。 このような状況から、現状の技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正で、空間伝播光ビーム用光パワーメータ試験における測定の内容が明確になるとともに、当該光パワーメータの試験手順を標準化することができ、精度の均一化による取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対象を、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータから、空間伝播光ビームパワー測定用光パワーメータに変更する。 ・試験条件において、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる(温度 23±2℃、相対湿度 50±20%)。 ・不確かさ及び精度において、国際規格との整合を図るため、従来の精度及び誤差の表記に加え、不確かさの表記を追加・併記するとともに、精度を定義する際の(誤差の限界値)の定義式を、不確かさの算出によって得られた不確かさの値を用いて算出する形に変更する。 ・一般的な不確かさの算出方法・評価方法について、不確かさの概念に対する読者の理解を深めるため、附属書として記載する。				第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：光パワーメータ	法律の目的に適合している。	利点： イ 欠点： いずれも該当しない。			試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月			1
JSA	06 電子	改正	C6191	波長可変光源試験方法	Test methods of tuneable laser sources	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、波長可変光源の波長及び出力光パワーを、事前に「レーザブル」に校正された光波長計(光周波数計を含む。)、光パワーメータなどの基準計測器によって校正するための、安定かつ再現性のある手順について規定している。ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)の規定する波長グリッドに基づく波長多重方式(WDM)の光ファイバ通信において、様々なWDM光伝送システムの特性を評価する上で、波長可変光源は、不可欠な光測定器であり、国内外で広く使用されている。 この規格は、2005年にJIS C 6191(波長可変光源試験方法)として制定された後、日本からの提案によって、2014年に発行されたIEC 62522 を基として2019年に改正されたものである。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2024年6月にEd.2として改訂され、参照用光測定器として用いられる光パワーメータや光波長計の校正に関する要求が追加された一方、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025の要件を満たすことは過剰であるとして参考扱いとなるなど、内容が大きく改正された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正で、波長可変光源試験における測定の内容が明確になるとともに、当該波長可変光源の試験手順を標準化することができ、波長可変光源の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語、定義及び略語において、「デシベル」は附属書で解説することとし、用語からは削除する。 ・校正の準備において、この規格に基づき試験する者にとって、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025への適合は過剰であるとして、対応国際規格の改訂に合わせて参考扱いに変更する。 ・波長校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を簡条の冒頭に追加する。また、参照用光波長計の校正は重要な事項であることから、推奨の表記を要求事項に改める。 ・光パワー校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を簡条の冒頭に追加する。また、参照用光パワーメータの校正は重要な事項であることから、これに関する要求事項を追加する。 ・一定の波長又はパワー範囲にわたる偏差の平均化において、広い範囲で偏差を平均化すると不確かさが増大する場合があることから、対応国際規格の改訂に合わせて附属書「一定の波長又はパワー範囲にわたる平均化」全体を削除する。		IEC 62522:2024	MOD	第2条の該当号：4(試験の方法) 対象事項：波長可変光源	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6760	弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ－仕様及び測定法	Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications－Specifications and measuring methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、弾性表面波フィルタ及び弾性表面波共振子に基板材料として用いる水晶、ニオブ酸リチウム(LN)、タンタル酸リチウム(LT)、四ほう酸リチウム及びランガサイトのウェハについて規定したもので、IEC 62276[Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications－Specifications and measuring methods]の第2版(2012年版)を基に、2014年に制定した。今回、中国主導で市場での重要度が増しているLT及びLN関係の規定が追加され、Ed.4としIEC 62276が改訂される予定である(2024年10月)。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ウェハに限定した規格であることを明確化するため、簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項(材料関連の内容)を削除。 また、簡条8 キュリー温度及び9項格子定数測定法(ボンド法)も削除する。 ・ユーザニーズの多様化に対応して、LN及びLTの規定に重要となる項目(厚さ、TV5、TTV、LTV、PLTV、透過率、明度、色差)に関して 簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項、簡条5 抜き取り検査、簡条6 試験方法にこれらの項目を追加または説明を加える。 ・要求事項に規定されたことに対応して、厚さ、透過率、明度、色差の測定法に関して 簡条11 厚さと厚さのばらつきの測定(Measurement of thickness and thickness variation)、 簡条12 透過率の測定(Measurement of transmittance) 簡条13 明度と色差の測定(Measurement of lightness and colour difference)を追加する。		IEC 62276:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本水晶デバイス工業会のWG	2025年1月			2
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザ製品の安全－情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products－Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光無線データ伝送用の光無線通信システムの製造及び安全な使用のための要求事項及び指針について規定しており、対応国際規格は2019年に第2版として発行されたIEC 60825-12である。対応国際規格は、その後、2022年に第3版として、測定条件が大きく見直され、要求事項もより詳細化されて、近年の高出力レーザ機器の市場規模の拡大に伴う知見、並びに人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見による測定条件の変更、最新の技術情報の盛り込みなど、内容が大きく改訂されているため、対応国際規格との乖離を防ぐべく、この規格の改正が必要である。 光無線通信システムは、自由空間にレーザ光を放射することによって、その目的を達成する。すなわち、人体がレーザ光に被ばくする可能性は他のレーザ製品よりも高い。最新の安全規格とすることにより、確実な安全性を確保する必要がある。	【期待効果】 最新のIEC規格(IEC 60825-12)との整合性を確保し最新の技術水準の安全規格とすることで、製造及び使用における確実な安全性を確保することができ、さらに業界への周知を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現規格では、西暦年を付記していないJIS C6802(レーザ－製品の安全基準)を引用規格としているが、JIS C 6802:2018の引用を明記する。 ・用語及び定義:2項目(送信アパーチャー、タイムベース)を追加する。 ・簡条4以降:測定条件2が見直され変更する。 従来の簡条4の要求事項が詳細となり、新規格では簡条4～8へ整理層別する。		IEC 60825-12:2022	IDT	第2条の該当号: 1(安全度) 対象事項: 鉱工業品(情報伝送のための光無線通信システム)	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6823	光ファイバ損失試験方法	Measuring methods for attenuation of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びケーブルの、損失、光導通、光損失変動、マイクロバンド損失、曲げ損失などの実用的試験方法について規定しており、IEC 60793-1-1:2008、IEC 60793-1-40:2001、IEC 60793-1-46:2001、IEC 60793-1-47:2006及びIEC/TR 62221:2001の5規格を対応国際規格とし、一部技術的内容を変更して2010年に改正された日本産業規格である。その後、これらの対応国際規格は主に次のような改訂がされた。 IEC 60793-1-40(Attenuation measurement methods)では、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失を正確に測定するため、2019年に校正の規定が新たに追加された。IEC 60793-1-46(Measurement methods and test procedures - Monitoring of changes in attenuation)では、2024年に光損失変動モニタ法における光透過率の変動を光損失変動に変更するとともに、それに伴い光損失変動を算出する式も変更する改訂がされた。 IEC 60793-1-47(Measurement methods and test procedures - Macrobending loss)では、各マイクロバンド測定方法、ファイバ品種における測定系の構成、試料に関する記載が追加され、2017年に改訂された。 TR 62221(Measurement methods - Microbending sensitivity)では、マイクロバンド損失の説明、及び測定に当たり試料、測定条件、装置等に関する記載が追加され、2012年に改訂された。 このような状況から、各光ファイバ損失試験方法の明確化や新規測定方法を追加することによって、最新の技術の実態に即した内容とするとともに国際標準との整合性を高めるため、JISの改正が必要である。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・損失試験のカットバック法(方法A)において、より適切な測定結果を得るため、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失測定時の校正要求事項を追加する。 ・光損失変動試験の伝送パワーによる光損失モニタ法(方法A)において、対応国際規格の改訂に合わせ、光損失変動の二つの算出式をそれぞれ $An = 10\log10((P0t \times Pnr)/(P0r \times Pnt))$ 、及び $An = 10\log10((P0t / Pnt))$ に改める。 ・曲げ損失試験のマンドレル巻き法(方法A)において、マンドレル巻き法を光ファイバ巻き法に改める。 また、光源、励振装置及び出力/検出装置の説明並びに試料に関する説明を追加する。 ・マイクロバンド損失試験において、試料や測定条件、装置に関する規定を追加する。		(1) IEC 60793-1-1:2022 (2) IEC 60793-1-40:2019 (3) IEC 60793-1-46:2024 (4) IEC 60793-1-47:2017 (5) IEC/TR 62221:2012	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点： ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月			2
JSA	06 電子	改正	C6824	マルチモード光ファイバ帯域試験方法	Test methods for bandwidth of multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ及び全プラスチックマルチモード光ファイバの単位長さの帯域の試験方法について規定するものであり、IEC60793-1-41:2003“Optical fibres - Part 1-41: Measurement methods and test procedures - Bandwidth”を基に、2009年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60973-1-41は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2010年に第3版が発行された。 ・差動モード遅延から計算する全モード励振帯域法の追加 ・全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順改善 マルチモード光ファイバの帯域に関する試験は、品質保証を行う上で非常に重要な試験であることから、このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、測定精度の向上が図られることから、生産の効率化及び製品品質の改善に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることから、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 対応国際規格に第3の帯域試験方法が追加されたこと、及びA4ファイバの測定手順が改善されたことから、これらとの整合を図るため、以下の追加・変更を行う。 a)測定方法として、周波数掃引法、パルス法の2種類に加え、モード遅延時間差(DMD)から計算する“全モード励振モード帯域法(OMBc)”を追加する。 b)全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順を変更する。(「限定モード励振(RML)は、NA = 0,3に対応する」を追加) c)パワースペクトラムによる計算(時間領域、周波数領域、-3dB周波数)を追加する。 d)GI形マルチモード石英系光ファイバに対する全モード励振用モードスクランブラに関する要求事項を新たに規定する。	—	IEC 60793-1-41:2010	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ 欠点： いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6834	プラスチックラッドマルチモード光ファイバ	Plastic cladding multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コアに石英ガラス、クラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形マルチモード光ファイバ素線について規定するものである。 この光ファイバ素線は、LAN、車載ネットワーク、鉄道車両内伝送、コンピュータデータリンクなどの短距離の伝送用としての市場に対応する製品として開発されたものであるが、近年、車載ネットワークにおいては、環境、安全、快適に対する要求の増大に伴って、自動車の高機能化が一層進んでおり、搭載機器間をつなぐネットワークへの要求も高度化しており、1Gbps を超える伝送容量を求める声が大きくなっている。 そのため、従来のSI-POFよりも伝送帯域が広く、また、データコム領域で汎用的に使用されているコア径50 μ m のGI型光ファイバよりも接続部材の寸法精度を緩和できる、コア径200 μ m以下の石英コアからなる光ファイバ素線を用いた光システムの導入拡大が進められている。 この規格は、前回改正(1999年)から約25年が経過しており、こうした最近の国内外の市場実態に応じた規格として見直すことが要望されていることから、対応国際規格を、従来の一般仕様を規定する規格(IEC 60793-2)から、当該製品により適応する規格(IEC60793-2-30)に変更することとし、IEC 60793-2-30:2015との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の国内外の市場の実態が反映することから、製品の開発・製造が容易になり、また、市場の混乱を防げるだけでなく、正しい認知が定着することによって、取引の円滑化、市場の拡大にも寄与することが期待される。さらに、国際規格との整合が図られることから、国際レベルでの互換性が確保され、国際競争力の強化にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)対応国際規格をIEC 60793-2:1992 (Optical fibres – Parts2:Product specifications – General)から、IEC 60793-2-30:2015 (Optical fibres – Parts2-30 : Product specifications – Sectional specification for category A3 multimode fibres)に変更する。 b)形名及び種類において、光ファイバ素線の種類として、IECによる分類(A3e、A3f、A3g)を追加する。 c)機械特性において、強度 (Proof stress level) の規格値を明確にするとともに引張強度を追加する。 d)伝送特性において、光ファイバ素線RS1-200/230-Bの規格値を変更するとともに、新たに追加された種類 (A3e、A3f、A3g) に対する規定を追加する。 e)材料、形状及び寸法において、光ファイバ素線の寸法の項目(コア/クラッドの同心誤差)を追加するとともに、新たに追加された種類 (A3e、A3f、A3g) に対する規定を追加する。 f)対応国際規格との整合を図るため、環境特性について、新たに規定する。	—	IEC 60793-2-30:2015	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5
JSA	06 電子	改正	C6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	Silica glass single-mode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コア及びクラッドに石英系ガラスを使用した石英系シングルモード光ファイバ素線の寸法、機械特性、伝送特性、環境特性及びその試験方法について規定するものであり、IEC60793-2-50:2015を基に、2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60793-2-50は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2018年に第6版が発行された。 a) ITU T勧告G.652、G.653、G.654、G.655、G.656及びG.657に規定されている形名規則との整合性を高めるため、当該形名規則を導入した。 b)超多心ケーブルのHyperscale DC向けへの適用が進み、現在、その領域では200 μ um被覆シングルモードファイバが一般的になっているため、この仕様を追加した。 c)B1.2シングルモードファイバに2種類の分類を追加した。 このため、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、我が国の最近の市場の実態が反映されることから、当事者間における相互理解の促進、取引の円滑化に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)機械特性において、200 μ m被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 b)SSMA-A-9.3/125とSSMA-U-9.3/125、及びSSMF-A-9/125とSSMF-B-9/125において、200 μ m被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 c)SSMA-T-10.5/125に、IECによる分類(A Limit、E Limit)を追加するとともに、波長分散特性の項目を追加する。	—	IEC 60793-2-50:2018	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6870-1-21	光ファイバケーブル第1-21部:光ファイバケーブル特性試験方法－機械特性試験方法	Optical fiber cables – Part 1-21: Basic optical fiber cable test procedures – Mechanical test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気通信装置及び同様の技術を採用した機器とともに使用する光ファイバケーブル、及び光ファイバーと電気用導線とを複合したケーブルの機械特性試験方法について規定した規格で、IEC 60794-1-21:2015 (Optical fibre cables – Part 1-21: Generic specification – Basic optical cable test procedures – Mechanical tests methods)に基づいて2018年に制定された。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にも多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化が進められており、対応国際規格のIEC 60794-1-21は、技術の実態に即した表記に改めるとともに、引張、衝撃、曲げなどの機械的試験を別のパートに分冊するなどの改訂が2020年に行われ、それぞれIEC60794-1-101:2024、IEC60794-1-104:2024、及びIEC60794-1-111:2023として制定された。このような状況から、技術の実態に即した適切な内容に改めるとともに国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・E1:引張りにおいて、実態に即して、“短時間荷重”を“敷設時荷重”に改める。 ・E5A:ケーブル化された光ファイバの被覆除去力安定性及びE5B:テープ形光ファイバ心線の剥離性において、これらの試験方法は、IEC60794-1-23に移行されたため、削除する。 ・その他細部の内容も対応国際規格であるIEC60794-1-21:2020と整合を図る。		IEC 60794-1-21:2020 IEC60794-1-101:2024 IEC60794-1-104:2024 IEC60794-1-111:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2
JSA	05 電気	改正	C8305	鋼製電線管	Rigid steel conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000 V及び／又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格及び消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが定義されておらず、製造業者が行う形式検査及び第三者試験機関において電線管ねじ検査で混乱を生じている。適合性を確認するための試験方法が規定されていないため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管ねじゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システムー第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・電線管ねじの寸法の規定において、適合性を確認するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・電線管ねじの寸法確認用のゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。	—		無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 鋼製電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8309	金属製可とう電線管	Pliable metal conduits	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は、交流1 000 V及び／又は直流1 500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管（以下、電線管という。）の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。最近市場で流通している製品は、この規格で引用しているJIS C 8461規格群の分類選定と違う製品が多く、構造、性能及び試験方法において不要な試験を実施しており実態に則していない。JIS C 8461-1（電線管システムー第1部：通則）及びJIS C 8461-22（電線管システムー第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JIS C 8461規格群の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次の通りである。 ・引用規格のJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映し、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・10.3の衝撃試験の引用規格を最新のJIS C 8461-22を引用する。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し市場実態の性能に合わせて、箇条12の温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1改正により、箇条14の耐食性試験の引用箇条の見直しを行う。	—	—	無	第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 金属製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ、ク 欠点： いずれも該当しない。	—	生産者等及び使用・消費者の利便性の向上が図られる場合)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2
JSA	05 電気	改正	C8330	金属製電線管用の附属品	Fittings for rigid metal conduits	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の仕様について規定した製品規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性和、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。 JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のためにユニバーサルT形を追加するなど必要な内容へ改める。	—	—	無	第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 金属製電線管用の附属品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、ク 欠点： いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。 当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8462-1との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。 JISC8462-1との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8462-1を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	—	—	無	第2条の該当号： 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項： 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、ク 欠点： いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2
JSA	05 電気	改正	C8350	金属製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable metal conduits	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用の附属品の仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。 当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。 JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	—	—	無	第2条の該当号： 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項： 金属製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、ク 欠点： いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8364	バスダクト	Busways	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下(周波数1000Hz以下)又は直流1500V以下のバスダクト及びその附属品について規定した規格である。 前回の改正から15年が経過しており、この間に関連するIEC規格では改訂が進んでおり、その技術をJISに取入れたいとの要望が出てきた。 また、耐火バスダクトの耐火試験方法の一部に、消防法告示(耐火電線の基準)で定められた寸法との差異が確認されており、早急に対応する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、将来のIEC規格への整合化が容易になる。また、消防法 告示(耐火電線の基準)との差異を解消することで、耐火バスダクトの耐火試験における安全性を確保することができる。	主な改正点は、次のとおり。 1) IEC規格との適合性を図るため、次の改正を行う。 ・ヒートサイクル性能において、サイクル回数ごとの温度測定の規定値を変更する。 ・構造において、定格電圧に応じた空間距離及び沿面距離を変更する。 ・試験方法において、商用周波数耐電圧試験の試験電圧を変更する。 2) 耐火バスダクトの耐火試験方法を、消防法告示(耐火電線の基準)の内容と整合させる。	—	—	無	第2条の該当号：1(種類、性能、構造) 対象事項：バスダクト	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、カ 欠点： いいずれも該当しない。	強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格	—	一般社団法人電気設備学会のWG	2024年1月	29.130.20	5
JSA	05 電気	改正	C8411	合成樹脂製可とう電線管	Pliable plastics conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー 第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システムー 第22 部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 ・衝撃試験及び曲げ試験で使用する最小内径確認用ゲージは、JIS C 8461-22で規定する「合成樹脂製可とう管・CD管」用のゲージを適用することを追加する。	—	—	無	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、ク 欠点： いいずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システムー第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2
JSA	05 電気	改正	C8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	Fittings of unplasticized polyvinyl chloride(PVC-U)conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システムー第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト- 電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways- Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61534-1:2011及びAmendment1:2014を基にして、定格電圧が単相交流 277 V 以下、又は二相交流若しくは三相交流 480 V 以下であって周波数が 50/60Hz で定格電流が 50 A 以下の電源用ダクトの安全性要求事項について規定している。 対応国際規格は、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の規定及び試験が必要であること、及び表示の耐久性を明確にするための試験方法の改善が要望されていた。このため、2020年にAmendment2が発行され、短絡電流から生じる熱応力及び動的応力に耐えられる構造要求及び試験が規定された。また、治具による表示の耐久性試験が追加された。 我が国も同様の状況であるため、国際規格との整合を図りながら、この規格を市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、電源用ダクトシステムにおける短絡に対する保護及び耐力が向上し使用者の安全性が向上する。また、表示の耐久性の適否判定が明確になり品質向上が図られる。さらに、国際規格との整合によって、我が国の電源用ダクトの国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・短絡保護及び短絡耐力に関する規定を新たに箇条18として追加する。 ・表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。 ・短絡に関する要求事項が追加するため、用語及び定義(箇条3)に必要な用語を追加する。		IEC 61534-1:2011, AMD1:2014,AMD2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質及び性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2025年1月		2
JSA	05 電気	改正	C60068-2-14	環境試験方法－電気・電子－第2-14部:温度変化試験方法(試験記号:N)	Environmental testing – Part 2-14: Tests – Test N: Change of temperature	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、部品、機器又はその他の製品が周囲温度の急激な変化に耐える能力を試験する方法について規定するもので、2009年に改訂されたIEC 60068-2-14を基に2011年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験パラメータ、試験装置の詳細、試験の厳しさ、試験の後処理の追加などの修正が実態に即した内容として2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合、近年の技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号の箇条を新たに設け、試験パラメータの量記号を規定する。 ・一般事項において、近年の技術進歩に合わせ、試験のパラメータ、各試験温度に対する曝露時間の選択、移し換え時間の選択及び温度変化試験の適用限界の規定を現状の技術に対応した内容に改める。 ・試験Na(温度急変試験)において、明確化のため、試験槽について図を追加して具体的に詳細を規定し、試験の厳しさを上げる場合の規定を追加し、前処理及び試験サイクルを実態に即した内容に改め、後処理の規定を追加する。 ・試験Nb(定速温度変化試験)において、明確化のため、許容差の規定を新たに追加し、前処理、試験サイクル及び後処理の規定を実態に即した内容に改める。 ・試験Nc(二液槽温度急変試験)において、明確化のため、試験準備、試験サイクル及び後処理を実態に即した内容に改める。 ・試験報告書に記載する事項において、現行規格の、試験Na、試験Nb及び試験Ncそれぞれの「製品規格に規定する事項」の規定を統合して、試験報告書に記載する事項に一元化する。		IEC 60068-2-14:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C60068-2-17	環境試験方法－電気・電子－第2－17部:封止(気密性)試験方法(試験記号:Q) (現行名称:環境試験方法－電気・電子－封止(気密性)試験方法)	Environmental testing－Part 2-17: Tests－Test Q: Sealing (現行名称:Basic environmental testing procedres－Part 2: Tests－Test Q: Sealing)	【制定・改正する理由(必要性)】 この試験は、試験片の密閉の有効性を判断するために、容器の容器の封止(気密性)におけるクロスリーク及びフラインリークの外部および内部の検出に適用され、容器の封止(気密性)の試験方法について規定したもので、1994年に発行されたIEC 60068-2-17を基に2001年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、適用範囲にエンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068- 2- 18が役立つとの規定の追加、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の図を実情に合わせて変更し、試験報告書に記載する事項を適正な内容に改めるなどの変更が実施され、2023年に改訂された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上及びこれらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、封止(気密性)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、エンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068- 2- 18が役立つとの規定が追加された。 ・試験Qy:圧力変化による封止試験において、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の説明の図を、圧力上昇カーブを時定数τの指数関数と仮定すると、試験時間tは0.2τよりも長くないことが望ましいとの表現に合うように変更した。 ・試験報告書に記載する事項について、a) 顧客(名前と住所)、b) 試験機関(名称、住所、および認定の詳細(ある場合))、c) テスト日(テストが実行された日付)、d) テストの種類(Qa - Qy、テスト方法)、e) 試験規格、版(IEC 60068-2-17、使用される版)、f) 試験片の説明(図面、写真、数量の製造状況)などを必須事項として追加する。		IEC 60068-2-17:2023	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月			4
JSA	05 電気	改正	C60068-3-4	環境試験方法－電気・電子－第3-4部:支援文書及び指針－高温高湿試験 (現行名称:環境試験方法－電気・電子－第3-4部:高温高湿試験の指針)	Environmental testing－Part 3-4: Supporting documentation and guidance－Damp heat tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品規格、例えば、部品又は装置の規格を作成する際に、当該製品の適用範囲に対する適切な試験及び試験の厳しさを選択する際の指針について規定したもので、2001年に制定されたIEC 60068-3-4を基に2004年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、蒸留水及びバイオン交換水によるすすぎを含む湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を新たに追加し、結露についての記載を改めるなどの修正が行われ、2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・加湿及び制御手順において、近年の技術進歩に合わせ、一般に規定している、加湿に使用する蒸留水及びバイオン交換水の用途に新たに洗浄時のすすぎを追加し、湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を追加する。水の注入(噴霧)について、例として超音波加湿器及び噴霧器を記載する。 ・湿度の影響の物理現象において、試験の一般事項を新たに規定し、供試品に対する湿度の影響に関する追加事項を明記する。近年の技術進歩に合わせ、結露についての記載を全面的に改める。		IEC 60068-3-4:2023	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月			4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C60721-3-4	環境条件の分類－第3-4部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－屋外固定使用の条件 (現行名称:環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋外固定使用の条件)	Classification of environmental conditions – Part 3-4: Classification of groups of environmental parameters and their severities – Stationary use at non-weatherprotected locations (現行名称:Classification of environmental conditions Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities Section 4: Stationary use at non-weatherprotected locations)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋外に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさの分類について規定したもので、1997年にIEC 60721-3-4:1995＋Amendment 1:1996を基に制定された。対応国際規格は、近年の実態に即して改訂されたIEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るため、また、近年の実態に即した設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・気象条件において、最新のデータに基づいたJIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件)の区分変更に伴い、密閉(4K23～4K24)及び開放(4K25～4K27)分類に改める。 ・特別な気象条件において、特別な気象条件の分類の表に、JIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件)の区分変更に伴い、日射(4Z15～4Z16)及び積雪(4Z17～4Z18)を新たに追加すると共に、周囲空気の動きの項目では4Z3(20m/s)を削除し、4Z5(67m/s)を追加、雨以外の水の項目では、4Z6(無視できる)を削除し、4Z12(水滴)、4Z13(噴霧)、4Z14(はね)の新たな分類の表に改める。 ・生物学的条件において、生物的条件の分類の表に無視が可能という分類を新たに追加し、分類を3分類(4B1～4B3)に改める。 ・化学的に活性な物質において、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する旨の記載に改める。		IEC 60721-3-4:2019, COR1:2023	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月			4
JSA	05 電気	改正	C61000-4-6	電磁両立性－第4-6部:試験及び測定技術－無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-6: Testing and measurement techniques – Immunity to conducted disturbances, induced by radio-frequency fields	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、周波数範囲150 kHz～80 MHzの意図する無線周波(RF)送信機から到来する電磁妨害に対する電気・電子装置の伝導性イミュニティ要求事項について、IEC 61000-4-6:2013を基に制定したものである。対応国際規格は、改訂から10年が経過し、各試験所間の試験結果のばらつきの原因となり得る規定の不足について、すなわち、供試装置(EUT)のセットアップ、注入電力のフィードバック、デカップリングネットワークの特性の規定を追加して、2023年に改訂された。さらに、試験時間短縮を意図して、複数周波数を同時に印可する新たな手法も追加され、最新の技術水準を反映した規格となっている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに最新技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験方法の定義が明確になり試験結果のばらつきが抑えられ、効率的な精度の良い認証試験を実施することが出来る。また、品質の改善、生産性の向上に寄与する。また、複数周波数を同時に印可する方式によって試験時間が短縮し、生産性の向上に寄与する。さらに、対応国際規格と整合することによって、国際的に共通の評価が実現し、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・単一のユニットからなるEUTの試験セットアップにおいて、EUTと結合・減結合回路網(CDN)間を0.3m以下のケーブルで接続することが出来ない場合の配線方法について追記する。また、PE以外の接地用端子の配線方法について規定する。 ・試験方法において、事前のレベルセッティングで得られた進行波電力を印可する記載を明記する。 ・減結合クランプの特性において、試験結果のばらつきを抑制するため、減結合クランプの使用可能周波数、減結合係数、形状についての要求を新たに規定する。		IEC 61000-4-6	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	06 電子	改正	C61300-2-6	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-6部:試験－かん合部締結強度一軸方向引張り	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-6: Tests－Tensile strength of coupling mechanism	この規格は、通常の使用状態で加わる軸方向への引張力に対して、光コネクタ間又は光コネクタと光デバイスとの間の締結機構の強度を調べる試験方法について規定している。 この規格は、2010年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-6(Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic tests and measurement procedures－Part 2-6: Tests－Tensile strength of coupling mechanism) (以下、対応国際規格という。)を基に、2014年に制定された。その後、対応国際規格は、用語及び定義の追加、詳細に規定する事項の他文書との整合のための修正及び試験中の損失モニタリングを追記するための第3版の改訂が2023年11月に行われた。このJISは、ファイバオプティクス関連をはじめ、情報通信機器など132件のJISから引用されており重要度が高い。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、市場から求められている試験中の損失モニタリングを追記するなど実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 試験中の損失モニタリングを追加した対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設ける。 ・概要において、供試品の設置などについてより詳細に記載する。 ・装置において、特にトルクレンチを用いて締結することもないことからトルクレンチの規定を削除する。 ・手順において、試験を適切に実施するため、より詳細な手順を示す供試品の準備などの項目を追加する。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリを最新の国際規格の規定に整合させて、カテゴリOP、カテゴリIなどを追加する。 ・詳細に規定する事項において、関連するJISC61300-2規格群に合わせた項目に改める。		IEC 61300-2-6:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月			3
JSA	06 電子	改正	C61300-2-26	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-26部:試験－塩水噴霧	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-26:Tests－Salt mist	【必要性】 この規格は、塩水噴霧に対する光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する金属の耐食性、及び異なる金属間の腐食防止処理が十分であることを評価する試験手順について規定している。 この規格は、2006年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-26(Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test andmeasurement procedures－Part 2-26: Tests－Salt mist) (以下、対応国際規格という。)を基に、2013年に制定された。その後、2023年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1と整合を取るとともに、試験内容について、IEC60068-2-11と整合をとり、手順をより明確にするための改訂が行われている。 このような状況から、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであり、国際的な標準に整合した試験にするため、改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設けるとともに、JIS C 61300-1による旨の規定を追加する。 ・塩水噴霧の装置の塩溶液において、塩溶液の条件や準備方法などについて詳細を追加する。 ・装置の試験槽において、試験温度の測定位置の条件及び噴霧状態確認のための漏斗の条件を追加する。 ・手順において、初期測定及び最終測定の内容を、関連する規定の引用を増やすなど、より詳細に定める。 ・試験の厳しさの程度において、カテゴリごとの推奨値を新たに定める。		IEC 61300-2-26:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月			3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-44	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－44部:試験－光ファイバデバイス及び光部品の繰返し曲げ	Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-44: Tests – Flexing of the strain relief of fiber optic devices and components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、通信用光部品の光ファイバクランプ強度試験のうち、繰返し曲げについて規定した規格で、繰返し曲げに対して、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する光ファイバクランプの強度が十分であるかを評価する試験手順について規定している。この規格は、2013年に第3版に改訂されたIEC 61300-2-44 (以下、対応国際規格という。)を基に、2015年に制定された。 その後、対応国際規格の第4版は、2024年2月に改訂されている。対応国際規格の第4版では、用語及び定義の追加、試験手順の詳細な記載、及び試験の厳しさの程度(推奨値)について関連する国際規格のIEC 61753-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive compontnes – Test and measurement procedures – Part 1: General and guidance) に従った統一化が図られている。 我が国においても近年の技術進歩に則した内容にするとともに、対応国際規格との整合を図るため、JISの改正を行う必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品における繰り返し曲げ試験方法を国際規格と整合することができ、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義並びに略語において、この項目を箇条3として追加し、略語に「DUT」を記載する。 ・手順において、試験中の損失変動が秒単位のため、引用する測定方法のJISを、JIS C 61300-3-3からJIS C 61300-3-28に改める。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリ、引張力及び曲げサイクル数を最新の表記に改める。		IEC 61300-2-44:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験の方法、測定の方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月			1
JSA	06 電子	改正	C61300-3-45	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－45部:検査及び測定－多心光ファイバコネクタのランダム接続時の挿入損失	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-45: Examinations and measurements – Attenuation of random mated multi-fiber connectors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5964 規格群で規定する、直角フィジカルコネクタ及び斜めPCの1列多心角形フェールール光ファイバコネクタのランダム接続時の挿入損失の性能パラメータについて規定するもので、損失の統計分布及び平均値を測定するための手順について規定している。 対応国際規格は2023年6月にEd.2として改訂され、最新の技術状況を反映させるため、1列多心光ファイバから1列の文言が削除され、12心を超える光ファイバコネクタ用サンプル数の追加、及びマルチモード測定方法の追加が行われた。このような状況から国内についても、技術の実態に即した内容とするため、また、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 最新の技術状況を盛り込んだこの規格を改正することによって、測定及び試験を行う励振条件を正確に引用することができ、規格の運用をさらに促進することができる。	主な改正点は次のとおり。 ・引用規格において、対応国際規格との整合を図るため、IEC 63267の記載を追加する。 ・測定方法の概要において、技術の実態と対応国際規格との整合を図るため、試料数を示した表に12心以上の項目を追加するとともに方法2の試料数の表にアダプタの項目を追加する。 ・測定手順において、対応国際規格との整合を図るため、8心、10心及び12心光コネクタに対する測定方法1並びに測定方法2の図に12心以上の項目を追加する。		IEC 61300-3-45,Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-45: Examinations and measurements – Attenuation of random mated multi-fibre connectors	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62623	パーソナルコンピュータの消費電力測定方法	Desktop and notebook computers – Measurement of energy consumption	【改正する理由(必要性)】 この規格は、最終製品として販売するデスクトップ及びノートブックのパーソナルコンピュータの消費電力測定方法について規定したもので、基とした国際規格のIEC 62623 (Desktop and notebook computers – Measurement of energy consumption)の初版は、2012年に発行され、当時のENERGY STAR V5を参照し、テスト方法を規定していた。発行から10年が経過し、参照するENERGY STARの最新版やパーソナルコンピュータの機器の多様化等に対応する必要性が出ていた。このため、例えば近年省電力化の為に、新しいスタンバイ機能(モダンスタンバイ)の対応が行われ、また新しいENERGY STARでは新機能に対応した基準値や計算式の変更が行われるなど、国際の場で議論が始まりIEC 62623の第2版が2022年4月27日に発行された。JISにおいても、今回の国際規格の最新版に対応した技術水準の規定とするため、この規格の改正が必須となっている。	【期待効果】 改正による最新の技術レベルに対応した方法で測定した消費電力値を広く市場へ公開することで、消費者にとって、購入の際のより公平な比較検討が可能となる。また、製造業者に対しても、品質改善の促進とともに、省エネルギー及びカーボンニュートラルへの貢献意識の高まりが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・EUT(被試験機器)の仕様において、消費電力モードの1つとして、代替低消費電力モード、Palpm(代替低消費電力モードの平均消費電力測定値)を追加する。 ・EUT設定及び試験条件において、自動輝度制御機能に関する条件及びデスクトップパーソナルコンピュータ用の外部ディスプレイの準備(ディスプレイ接続優先度及び解像度)に関する条件を追加する。 ・近年の技術進歩に合わせ、代替低消費電力モードの測定方法を追加し、消費電力計算式を変更する。 ・有効RMS電力計測器の精度において、その精度を2倍に改める。具体的には、1.0W以上の測定値を0.5W以上に変更し、0.5W未満の場合は0.02Wを0.01Wの精度に変更する。		IEC 62623:2022	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項： 鉱工業品(パーソナルコンピュータ)	法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年10月		3
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary – Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary –Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版 が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	—	IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： 超電導	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ 欠点： いずれも該当しない。	1.共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格)	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	01.040.29; 29.020	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K6252-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引裂強さの求め方ー第2部:デルフト形試験片を用いる方法	Rubber, vulcanized or thermoplasticーDetermination of tear strengthーPart 2: Small (Delft) test pieces	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムのデルフト形試験片の引裂強さの求め方について規定しているもので、2015年にISO 34-2:2011を基礎として制定された。ISO 34-2は2022年に改訂され、現行JISの内容を反映した図及びスリット幅の記述について修正された。現行JISでは打抜き刃の寸法を120としているが、ISO 34-2:2022では打抜き刃の寸法は正確に120である必要はないため、＜120と改訂されており、打抜き刃の寸法の整合が必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	【期待効果】 この規格を改正することによって、打抜き刃の自由度が増し、コストダウンが期待され、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・図1の試験片打抜き刃の長さを国際規格に整合し、“120”から“＜120”に変更する。		ISO 34-2:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月			1
JSA	09 化学	改正	K6265	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムーフレクソメータによる温度上昇及び耐疲労性の求め方	Rubber, vulcanized or thermoplasticーDetermination of temperature rise and resistance to fatigue in flexometer testing	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮形のフレクソメータを用いた、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの内部発熱による温度上昇、動的なクリープ及び永久ひずみ並びに疲労破壊寿命の求め方について規定しているもので、基本原理であるISO 4666-1:2010、定ひずみ試験法のISO 4666-3:2016及び定応力試験法のISO 4666-4:2007を基礎として2018年に改正された。対応国際規格のうちISO 4666-3は2022年に改訂され、引用規格の更新が行われた。また、ISO 4666-4は2018年に改訂され、新たに試験装置の校正周期が追加されたため整合が必要となっている。さらに、試験片の硬さの測定の追加及び数値の丸め方の修正も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 ・装置の校正が適切に実施できるようになり、データの信頼性の向上が期待できる。 ・市場の実態に合わせた改正を行うことにより、市場の混乱を防げるだけでなく取引の円滑化も期待され規格利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の硬さ 試験片の硬度測定を追加する。 ・附属書 定応力のフレクソメータ試験装置の校正を追加する。	—	ISO 4666-1:2010 ISO 4666-3:2022 ISO 4666-4:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年6月	83.06	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K6271-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－電気抵抗率の求め方－第2部: 平行端子電極法	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of resistivity－ Part 2: Parallel terminal electrode system	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの平行端子電極法による体積抵抗率の求め方を規定しているもので、2015年にISO 1853:2011を基礎として制定された。ISO 1853は2018年に改訂され、矛盾のあった試験片の長さが正しい長さに訂正されたため、試験片形状の整合が必要となっている。また、試験精度の維持を目的として、新たにAnnexとして校正計画が追加されたため附属書の追加も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 ・試験片の長さに戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。 ・試験装置を適切に校正できるようになり、試験精度の維持向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の形状及び寸法において、試験片の長さを95 mm以上に変更する。 ・正誤票の内容を反映して試験結果の求め方における計算式を修正する。 ・試験結果の向上と対応国際規格に整合し、附属書として校正計画を追加する。		ISO 1853:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月			1
JSA	09 化学	改正	K6272	ゴム－引張、曲げ及び圧縮試験機(定速)－仕様	Rubber－Tensile, flexural and compression test equipment (constant rate of traverse)－Specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴムの引張試験、曲げ試験、せん断試験及び圧縮試験に用いる定速試験機の仕様について規定しているもので、2003年にISO 5893:2002を基礎として制定された。ISO 5893は軽微な修正のため2019年に改訂されたが、リング状試験片の試験に使用するジグのブーリー径が引張特性の求め方のISO 37と異なっており、整合のため2020年にAmennmentの発行により改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。 追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 ・別のJISである引張試験との不整合に戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.3(試験片つかみ具)の大きい試験片用のブーリー径を、国際規格に整合し25 mmから25.5 mmに変更する。		ISO 5893:2019 ISO 5893:2019/Amd 1:2020	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6396	合成ゴム－IIR－試験方法	Isobutene-isoprene rubber (IIR) － Test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、イソブテン・イソプレンゴム(IIR)の原料ゴムの化学試験及び物理試験並びに加硫特性を評価するための標準配合、混練り手順及び加硫特性試験方法について規定しているもので、2007年にISO 2302:2005を基礎として改正された。ISO 2302は2014年及び2020年に改訂され、ISO2302:2020では、標準配合のTMTD(テトラメチルチウラムジスルフイド)を安全性の高い他の加硫促進剤に変更可能な規定が盛り込まれ、JISにおいても安全面への対応を考慮することが必要となっている。このような状況から、我が国としても対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、製品の評価に関して、評価の精度や技術的優位性の妥当な評価を変えずに評価時間の短縮、作業者への安全性の向上及び環境への危険な化学物質の漏洩を防ぐことができるとともに、取引の円滑化も期待され、国際競争力の強化、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、標準配合にTMTD以外の加硫促進剤を使用可能な規定に変更されたため、この規格でも安全確保のため変更する。 ・近年の技術開発に対応して、ゴムの灰分測定法にTGA測定法を追加する。 ・近年の技術開発に対応して、加硫ゴム評価方法の混練り機容量をミニチュア密閉式混練機に限定せず、使用機器の範囲を広げる。	—	ISO 2302:2020, Isobutene-isoprene rubber (IIR) － Evaluation procedure	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：合成ゴム(IIR)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年4月		2
JSA	09 化学	改正	K6404-2	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法－第2部：物理試験(基本)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics – Part 2: Determination of basic physical properties	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(基本)について規定しているもので、2015年にISO 1421:1998、ISO 2411:2000、ISO 3303-2:2012、ISO 4674-1:2003及びISO 4674-2:1998を基礎として制定された。その後、対応国際規格はいずれも改訂されており、それぞれの改訂内容との整合が必要となってきた(ISO 1421は2016年の改訂で、新たな用語、試験片寸法、製造後から試験までの期間などが追加。ISO 2411は2017年及び2024年の改訂で、新たな試験片寸法及び状態調節が追加。ISO 3303-2は2020年の改訂で、試薬、試験の状態調節、試験方法についての規定などが追加。ISO 4674-1は2016年の改訂で、製造後から試験までの期間、試験結果の異常値の取扱いなどが追加。ISO 4674-2は2021年の改訂で試験時間が追加規定。)。また、産業界での近年の適用状況に整合した用語や定義の修正も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、日本製品が海外市場において、物理特性などが適切に評価されることとなり、混乱を防ぐことが可能となるだけではなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、ゲージ長の具体的な設定のため「標準標識」の用語及び定義を新たに追加する。また、既存の「切断力」の用語について、国際標準及び国内産業界と整合を図って、図(切断時の引張力)に明記する。 ・それぞれの物理試験方法において、試験片についての寸法などをそれぞれ関連する対応国際規格に整合させた寸法値などに改める。 ・さらに、それぞれの物理試験方法において、必要な試薬の追加、状態調節や製造後から試験までの期間、試験値の異常値の取扱いなど、それぞれ対応する国際規格の規定内容に整合させ、それぞれの物理試験方法に新たに追加規定する。	ISO 1421:2016 ISO 2411:2024 ISO 3303-2:2020 ISO 4674-1:2016 ISO 4674-2:2021	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年4月		1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K7126-2	プラスチックフィルム及びシートーガス透過度試験方法ー第2部: 等圧法	Plastics-Film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 2 : Equal-pressure method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プラスチックのフィルム、シート、ラミネート、共押出品等の材料の等圧法によるガス透過度試験方法について規定している。 現行規格のJIS K 7126-2:2006は、ISO 15105-2:2003を対応国際規格として制定された。制定以来、定期見直しで承認されていたが、2024年に、附属書B(規定)ガスクロマトグラフ法による試験方法 B.7.1 ガス透過度を求める式の係数に誤りがあることが判明した。そのため、至急係数を修正する必要がある。同式のSI単位系は産業界で慣用的に使用されていないことから、誤りに気が付かなかったと思われる。本改正では単位系の表記も議論し、産業界で実際に使用されている単位系も併記し、SI単位系との比較及び換算式も記載する。 また、本来ガス透過度を求める式には、変数として温度がない(標準状態273 Kを前提としている)ので、実際の温度でのガス透過度を求めることが煩雑である。そこで、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入することにより利便性が向上することが期待される。 一方、対応国際規格のISO 15105-2にも同じ誤りがあるため、2024年11月のISO TC61米国会議にて、日本提案として改正を提案して、同意が得られ、現在改正作業を進めている。ISO 15105-2の改訂されたものを今回のJIS K 7126-2改正の対応国際規格とする予定である。	【期待効果】 ガス透過度を求める式の誤りを正すとともに、現在産業界で使用されている単位系とSI単位系との比較及び換算式を提示し分かりやすくする。また、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入する。以上のことから、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・ガス透過度の式((1)式)の定数を正しい値に修正する。 GTR=k×(D×C×P _a)/(A×P _o) …… (1)式 k=7.44×10 ⁻⁷ (誤)からk=7.35×10 ⁻¹² (正)に修正する。 GTR:ガス透過度 [mol/(m ² ・s/Pa)] D: キャリアーガス流量 (cm ³ /min) C:ガス中の測定ガスの体積濃度 A:試験片の有効透過面積 (m ²) P _a :大気圧 (Pa) P _o :測定ガスの分圧 (Pa) ・ガス透過度の式に関して、産業界で使用されている単位系とSI単位系 (ISO) との比較及び換算式を提示し、わかりやすくする。 ・ガス透過度の式に変数として温度 (T(K)) を導入し、式の利便性を向上させる ((2)式)。 GTR=(D×C×P _a)/((60×10 ⁶)×R×T×A×P _o) …… (2)式 R:気体定数 8.31 Pa・m ³ /mol・K		ISO 15105-2	IDT	第2条の該当号: 4(フィルム・シートのガス透過度) 対象事項: プラスチック製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1			日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月		1
JSA	09 化学	改正	K7222	発泡プラスチック及びゴムー見掛け密度の求め方	Cellular plastics and rubbers --- Determination of apparent (bulk) density	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は主に断熱材として使用される発泡プラスチックの密度の測定方法について規定したもので、ISO 845:1988に整合させる目的で2005年に改正されている。その後、ISO 845はほとんど改訂されていないことから、JIS K 7222の改正も行われていなかった。 近年、計測機器が技術の進歩により、デジタル化され高精度な計測機器が普及したことで、JIS K 7222で要求するような寸法測定は一般的ではなくなっている。近年(2022-2024)改正された関連JIS (JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526等)における密度の測定はJIS K 7222を引用規格しているものの、実際の測定方法はJIS K 7222の方法とは異なっているため、見掛け密度の測定方法がJIS K 7222と他の関連JISとで整合していない問題が生じている。主な異なる点は、JIS K 7222では寸法をmm単位、質量をg単位で測定するのに対して、関連JISでは各々0.1mm以下、0.1g以下の単位で測定する。 JIS K 7222を合理的な試験方法に改善し、他の関連JISの測定方法と整合させることにより、JIS K 7222を見掛け密度の試験試験方法の上位規格の地位を維持し、試験機関または試験者に混乱が起これないようにすることが必要である。なお、今回のJIS K 7222の改正はISO 845:2006を対応国際規格としてMODにて行うが、ISO 845の改訂も予定している。	【期待効果】 国内の各種発泡プラスチック系材料に対して、JIS規格(JIS K 7222)の運用が普及することで、測定方法が標準化され、品質の明確化・生産者と使用者の相互理解の促進・性能評価の効率化による研究開発活動の基盤形成などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定の実験片の数(5.2) 現行規格では「軟質材料は3個以上、硬質材料は5個以上」と記載されていたが、試験片の数は3個で統一する。軟質材料と硬質材料を区別する根拠はなく、3個で十分と考えられる。因みに他の関連JIS (JIS A 9521、JIS A 9511、JIS A 9526)では、試験片の数は3個と規定されており、他試験規格と整合する。 ・操作(6.1)「JIS K 7248に従って、試験片の寸法をミリメートル単位で測定する」と記載されていたが、精度の向上及び他試験規格での運用を考慮し、「試験片の寸法を0.1mm以下の単位で測定する。」と記載する。 ・操作(6.1)「各寸法を3回別々に測定する」と記載されているが、意味が不明確なのでこの表現を削除する。また、「長さ及び幅を3か所以上、厚さを5か所以上測定」と記載されているが、「板状の材料は、長さ、幅及び厚さを3箇所以上測定する。」へと変更する。デジタルノギスの普及と、ノギスの精度を考慮すると、各寸法を必要以上に繰り返し測定する必要はないと考えられる。 ・操作(6.2)「各試験片の質量を0.5%の精度で測定し、質量をグラム単位で記録する」と記載されていたが、「各試験片の質量を0.1g以下の精度で測定して記録する。」へと変更する。この規格を引用している他JIS規格において、0.1g単位で測定し記録する運用をしているほか、規格を分かりやすくし、精度の向上及び利便性を改善することが必要である。		ISO 845:2006	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月		1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9024	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－継続的改善の手順及び技法の指針	Performance improvement of management systems－Guidelines for procedures and methodology for continual improvement	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織のマネジメントシステムのパフォーマンスを効果的かつ効率的に改善していくための支援技法として、継続的な改善のための手順及び技法に関する指針を定めたものであり、効果的かつ効率的に問題解決し、課題を達成する方法を提供している。顧客・社会のニーズ・期待に応えた顧客価値を創造していくためには、組織の構成員一人ひとりが改善の手順及び手法を理解し、適切に活用することが重要であるという認識のもと、改善の手順及び技法を活用するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、業種及び規模に関わらず、様々な分野及び組織で活用されている。 しかし、2003年に制定されて以降、20年以上が経過している中で、改善の手順については、近年、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、従来の問題解決型に加えて、対象となる問題及び課題の種類に応じた課題達成型、施策実行型、未然防止型などの手順が開発され、活用されるようになってきている。また、技法についても、対象とする業務の特性に適した多様なものが生み出されている。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、日常管理の指針(JIS Q 9026)、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。 このような状況を踏まえ、改善の手順及び技法に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、改善の手順及び技法に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている品質改善の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり改善が活発に行われているなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。				無	第2条の該当号：14(事業者の経営管理の手法) 対象事項：品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)		一般社団法人日本品質管理学会のWG	2025年1月			2
JSA	04 管理システム規格	改正	Q14001	環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引(追補)	Environmental management systems－Requirements with guidance for use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織が環境パフォーマンスを向上させるために用いることができる環境マネジメントシステムの要求事項について規定したもので、2015年に、ISO 14001:2015の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 14001を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 14001(JIS Q 14001)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO 14001:2015/Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号：14(事業者の経営管理の方法) 対象事項：環境マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点：カ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	13.020.10; 03.100.70	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q17043	適合性評価―技能試験提供者の能力に関する一般要求事項	Conformity assessment ― General requirements for the competence of proficiency testing providers	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17043は、技能試験スキーム提供者の能力並びに技能試験スキームの開発及び運用に関する一般要求事項を規定するものである。技能試験を行う機関の能力の継続的な信頼性は、試験所及びその顧客にとってのみならず、規制当局、試験所認定機関及び試験所に対しても必須事項を規定する他の機関などの利害関係者にとっても必須のものである。検査又は製品認証のような他の適合性評価活動に関しても技能試験の必要性は増している。 この規格は、強制法規に引用されているJIS Q17025が参照している規格でもあり、関係する規格類の最新の状況にあわせて更新する必要がある。	【期待効果】 これらの要求事項は、全ての種類の試験スキームにあてはまる一般的なものとなるよう意図されており、規制当局、試験所認定機関等が試験所を認定する際に、特定の分野の個別の技術的要求事項の基礎として用いることができる。また、技能試験を行う機関の能力を証明することから、ユーザが技能試験を行う機関を選定するための指標として使用することができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格(簡条2) 従来の規格に加え、ISO/IEC 17025及びISO 17034を新たに取り込む。 ・用語及び定義(簡条3) ユーザーニーズの多様化に対応して、試験所や校正機関以外の適合性評価活動を行う機関(例えばISO/IEC 17020の検査機関やISO/IEC 17025のサンプリング機関)への適用を視野に、用語の定義の見直し及び注記を用いた説明の拡張を行う。 ・組織要求事項(簡条5) Proc33(※)との整合を図る。また、ISO/IEC 17025との整合のため、5.4に認定機関等を念頭に置いた記述を追加する。 ・資源要求事項(簡条6) ISO/IEC 17025及びISO 17034に準じて見直しを行う。 ・プロセス要求事項(簡条7) 要求事項を階層化して七つに分類する。 ・マネジメントシステム要求事項(簡条8) Procの規程内容をほぼそのまま採用。 ・技能試験スキームの種類[附属書A(参考)] 最新の技能試験の類型に整理する。 ・技能試験の統計手法[附属書B(参考)] 技能試験に係る統計的な処理について、最新のISO 13528:2022の規定と整合する。 ※ Proc33: CASCO規格共通要素。適合性評価機関及び認定機関に対する要求事項を規定するISO/CASCO文書の共通要素を定めるもの。ISO/CASCO/WG23によって2020年に改訂された。規格ではなくCASCOの内部手順書と位置付けられている。		ISO/IEC 17043:2023	IDT	第2条の該当号: 13 (提供に必要な能力) 対象事項: 役務(技能試験)	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格	―	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	03.120.20	5
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-1	情報技術―サービスマネジメント―第1部:サービスマネジメントシステム要求事項(追補)	Information technology ― Service management ― Part 1: Service management system requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はサービスマネジメントシステム(ITSMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。前回2020年にISO/IEC 20000-1:2018 の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 20000-1:2018を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせることで用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合を図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組が一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO/IEC 20000-1:2018, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14 (事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。	―	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人ItSMF JapanのWG	2024年7月	35.020.03.080.99	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q22301	セキュリティ及びレジリエンスー事業継続マネジメントシステムー要求事項(追補)	Security and resilience – Business continuity management systems – Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、事業の中断・阻害を防止し、その発生の起こりやすさを低減し、発生に備え、発生した場合は対応し、事業を復旧するためのマネジメントシステムを実施し、維持し、改善するために必要な事業継続マネジメントに関する要求事項を規定したもので、2020年に、ISO 22301:2019の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構は、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 22301を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 22301(JIS Q 22301)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合を図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動に関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO 22301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号：14(事業者の経営管理の方法) 対象事項：事業継続マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点： カ 欠点： い いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	03.100.01; 03.100.70	4
JSA	07 情報	改正	Q38500	情報技術ー組織のITガバナンス	Information technology – Governance of IT for the organization	【制定・改正する理由(必要性)】 2015年に制定されたJIS Q 38500を改正する。 この規格は、組織の経営陣のため、組織内で効果的、効率的及び受入れ可能な IT 利用に関する原則、モデル、フレームワークを提供したものである。 今回のJIS改正の元となるISO/IEC 38500:2024では、2021年にISO 37000(組織のガバナンス)が発行されたことから、組織の活動とITの利活用が効率的に推進できるように、ISO 37000の11の原則に基づく行動、モデル及びフレームワークを導入した。背景には、ITが情報管理を取り扱う部門においてのみ使用されていたが、ITが組織のあらゆる部門に浸透し、DX(digital transformation)などの業務革新の基盤となったという時代の変化がある。よって、JISも国際の動きに併せて、国際規格を元にIDT規格として改正する。 (現状のJIS Q 38500:2015はISO/IEC38500:2008をJISの書式に合わせた変則的なMOD規格である。) また、経済産業省のシステム管理基準、監査基準:2023は、ISO/IEC 38500の改訂版に合わせて、ITガバナンスの管理項目を追加し、改訂した。	【期待効果】 JIS Q 38500が、ISO 37000と整合したISO/IEC 38500:2024の国際一致規格(IDT)となり、組織やITの管理、評価がISO 37000とも整合された形で行えるようになる。また経済産業省がすでに発行しているシステム管理基準、システム監査基準と協調して、ITガバナンスのJISが国内の経営層に広く普及、活用されることを期待する。	主な改正点は、次のとおり。 今回の改正で、次の簡条5から簡条7までの原則、モデル、フレームワークを主に変更する。 ・引用規格(簡条2) 組織のガバナンスを規定したISO 37000:2021を追加する。これにより、2つのガバナンス規格の同一方向性を示す。 ・用語(簡条3) 不要な用語を削除し、ISO 37000の用語を使用する。 ・ITガバナンスの原則(簡条5) ITガバナンスの原則を、ISO/IEC 38500:2015が独自に示していた6項目からISO 37000に整合した11項目にする。 すなわち、現在の6項目ー責任、戦略、取得、パフォーマンス、適合、人間行動ーから、ISO 37000に合わせた11項目ー5.2目的、5.価値の生成、5.4戦略、5.5オーバースイト、5.6アカウンタビリティ、5.7ステークホルダーエンゲージメント、5.8リーダークシップ、5.9データと意思決定、5.10リスクガバナンス、5.11社会的責任、5.12長期的な持続可能性とパフォーマンスーにする。特に、経営者の立場からは、オーバースイトという考え方が重要になる。 ・ITガバナンスのためのモデル(簡条6) 現在のISO/IEC 38500のE(Evaluate)ーD(Direct)ーM(Monitor)の三角形のモデルからISO 37000の円形を組み合わせたモデルに差し替える。また、原則の一つの要素であるステークホルダーエンゲージメント(Stakeholder engagement)に対応するタスクとしてステークホルダー対応(Engage stakeholders)を加える。以前は組織の外圧として考えられていたが、組織に関与すべき要素としてステークホルダーを考える。 ・ITガバナンスのフレームワーク(簡条7) 組織のITガバナンスの取り決めが適用される6つの構成要素(Direction, Capability, Policy, Delegation, Performance, Accountability)を含むフレームワークを新たに提示する。 このフレームワークを採用することで、経営陣はITガバナンスを達成する。	ISO/IEC 38500	IDT	第2条の該当号：1(鉱工業品の品質、品質) 対象事項：ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点： ウ、オ 欠点： い いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	X0154	システム及びソフトウェア技術 ― 製品ライフサイクル及びサービスマネジメントの利用者用情報のためのコンテンツ管理	Systems and software engineering — Content Smanagement for product life cycle and service management information for users	【制定・改正する理由(必要性)】 本規格は、システム及びソフトウェア製品のライフサイクルを通してそれらの製品のための利用者用情報の準備のため及びITサービスの管理のために制作されるコンテンツを効率的に作成及び管理するための要求事項を規定している。2015年に対応国際規格の第1版が発行され、2018年に現行JISが制定された。近年のIT技術の急速な発展に伴い対応国際規格において、マイクロコンテンツの作成のための情報、数式及びベクトル図形の記述方法、メタデータ及び分類法によるオブジェクトの分類手法、ウェブブック及びトリガーの利用、SchematoronなどによるXMLのレビュー方法、報告能力の拡張方法、動的なコンテンツ生成方法が追加されるとともに、表題の“文書化”が紙の文書の作成を意図していると捉えられていたことから、電子的な媒体をも含めた広い意味での“利用者用情報”に拡張され、2023年に第2版が発行された。対応国際規格ISO/IEC/IEEE 26531の改訂に伴い旧版が廃止されたことから、現行JISの対応国際規格のIDTとしての整合を保つため及び現在の技術水準に追随するために改正する必要がある。	【期待効果】 システム及びソフトウェア製品の利用者用情報は、近年のIT環境の急速な変化に伴い紙の文書からデジタル情報への移行が進むとともに、製品の改良、更新などの変更に伴う利用者用情報の即時的な更新が必要となっている。この要求に答えるために、本規格で規定しているCCMS(構成要素コンテンツ管理システム)を利用すれば、単一源の粒度の小さな情報から、多種多様な出力を自動的に生成することができ、利用者用情報の即時的な更新に直ちに対応できることから、IT関連の業界にとどまらず多くの企業での利用が期待される。現行JISの規定に加え、本規格で追加している内容はさらに動的で効率的な利用者用情報の生成を目指していることから、常に最新な状態に更新される利用者用情報のWebによる提供など、新たな利用形態の浸透が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ISO/IEC専門業務用指針の変更に伴う簡条構成の変更に対応するとともに、技術進歩に伴う規定事項の変更を行なっていて、主な改正点は次のとおり。 ・現行JISでの用語“利用者用文書”に対応する対応国際規格の用語が“利用者用情報”に変更されたことから、文書全体を通して変更する。 ・用語の変化に対応して用語及び定義において6語を削除し、4語を追加する。 ・CCMSの開発及び実装は、簡条の題目を変更し、内容を簡略化する。 ・CCMSの実装のためのプロジェクト計画には、レビューの自動化補助を追加する。 ・コンテンツの作成には、マイクロコンテンツの作成を追加する。 ・CCMSの規定事項について、 －執筆インターフェース、科学表記及びベクターグラフィックス、リンク管理及びワークフローにおける報告機能を追加する。 －特定な利用者に対応した利用者用情報を作成するための、コンテンツの動的発行の重要性を指摘して推奨事項を規定する。 －対話的な利用者用情報を実現するための、システム内部又は外部からプロセスを起動する機構としてのウェブブック及びトリガーを追加する。		ISO/IEC/IEEE 26531:2023	IDT	第2条の該当号：2(鉱工業品の作成方法、使用方法) 対象事項：利用者用情報(使用説明、設計情報等)	法律の目的に適合している。	利点： ア、カ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月			4
JSA	07 情報	改正	X0164-1	IT アセットマネジメント―第1部:IT アセットマネジメントシステム―要求事項(追補1)	IT asset management – Part 1: IT asset management systems – Requirements	この規格は、IT アセットマネジメントシステム(ITAMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。2019年に、ISO/IEC 19770-1:2017の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 19770-1を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要がある、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせて用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題から、我が国産業界の気候変動への取組が一層促進されることが期待される。	改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動に関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO/IEC 19770-1:2017, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号：14(事業者の経営管理の方法) 対象事項：IT アセットマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点： カ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年8月	03.100.70; 35.080	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X0170	システム及びソフトウェア技術－システムライフサイクルプロセス	Systems and software engineering – System life cycle processes	【制定・改正する理由(必要性)】 システムライフサイクルプロセスは、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルにわたる取得・供給・開発・運用・保守に関する組織的活動や技術及び技術管理面で適用するプロセスの構成や定義を規定するものである。国際的に共通化して用いる規格となっており、現在、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラの分野など広範囲の産業分野で用いられている。 さらに、様々なシステム及び製品を相互に接続・統合したシステム オブ システムズとすることなどによって、多様化してきたシステムが増してきており、その状況に応じてシステムライフサイクルプロセスを適用する方法を含めるように対応国際規格は改訂されている。同様の状況を踏まえてJISも改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって多様化してきたシステムにもシステムライフサイクルプロセスが適用できるようになり、広い産業分野で多くの組織やプロジェクト、取引におけるシステム及びサービスで適用される開発・運用・保守・廃棄活動を相互にさらに整合して連携できるようになることで、システムや作業の品質や生産性を向上させる、より効果的で効率的なシステムエンジニアリング活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・基本概念及び適用に関する簡条5(5.4)において、増しつつある新しい構成をもった主要なシステムとして位置付けたため、主に分類だけを附属書で紹介していたシステム オブ システムズについて、システム及びライフサイクルプロセスの概念の捉え方及び適用指針の提示を本文に追加 ・システム製品を個々でなく共通した構成要素群をもつ製品シリーズとして開発する、プロダクトラインエンジニアリング手法を用いた開発が増加しているため、簡条6内の注記で注意を促すに留めていたが、簡条5(5.2.5)としてライフサイクルプロセスの適用指針の提示を新規に追加 ・システムライフサイクルプロセス内でアシュアランスケースを適用して、プロセス面から特定の重要な品質特性の達成根拠を提示できることを明示するため、簡条6注記内の関連規格のアシュアランスシリーズへの言及にとどまっていたが、手法適用との関係づけの簡条5(5.10)を新設して記載補強 ・要件、アーキテクチャを定義された記述法でモデル化し、シミュレーションなどを用いて設計、検証、妥当性確認する、モデルベースエンジニアリング手法を用いて開発するケースが増しているため、附属書内(Annex D)にシステムライフサイクルプロセスとの対応付けと長所の提示を新規追加 ・簡条6の各プロセス内のプロセス目的、成果、アクティビティ、タスク、注記の見直し(注意喚起事項の補強、理解性の向上、関連するアーキテクチャに関する規格の更新との整合性向上など)		ISO/IEC/IEEE 15288:2023	IDT	第2条の該当号：2(生産に関する作業方法) 対象事項：システム製品	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月			4
JSA	07 情報	改正	X0503	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－コード39 バーコードシンボル体系仕様	Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Code 39 bar code symbology specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コード39として知られるバーコードシンボル体系の要件を定め、コード39のシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、許容誤差、復号アルゴリズム及びシンボル体系識別子を規定している。この規格は、前回2012年にISO/IEC16388:2007(Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Code 39 bar code symbology specification)を基にIDT規格として改正したものであるが、2023年のISO/IEC 16388の改訂時に、用語及び定義の引用規格が新しく制定したISO/IEC19762(JIS X0500)に変更され、“シンボル体系識別子”の規定が追加された。IDT規格であるJISにおいても国際的に整合が取れた規格とする必要があることから改正が必要である。	【期待効果】 工業用途、特に自動車、電機業界など幅広い業界で使用されているバーコードであり、この規格によって安定した品質のバーコードを利用することができ、バーコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。さらに、利用者に正確で安全な利用環境を提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の引用規格のJIS X0500-1:2009及びJIS X0500-2:2009が廃止され、JIS X0500:2020が制定されたため、引用規格をJIS X0500:2020に変更する。 ・“シンボル体系の特性”において、細別として“シンボル体系識別子は、附属書Cの規定に適合しなければならない”という規定を追加する。 ・附属書A(その他の特徴)の“コード39で符号化したフル ASCII キャラクタセット”の一覧表において、マイナス記号、ピリオド及び0から9までの数字の文字対による代替表現の可能性についての注記を追加する。		ISO/IEC 16388:2023	IDT	第2条の該当号：7(作成方法) 対象事項：電磁的記録(バーコード)	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X0510	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－QRコード バーコードシンボル体系仕様	Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR Code bar code symbology specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、QRコードとして知られているシンボル体系の要件を定めており、そのシンボル特性、データ文字エンコーディング方式、シンボルフォーマット、寸法特性、エラー訂正ルール、参照復号アルゴリズム、印刷品質要件、ユーザ選択可能なアプリケーションパラメータを規定している。この規格は、1999年にJIS独自の規格として発効後、国際規格として発行されたISO/IEC18004 (Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR code bar code symbology specification)を基として2004年及び2018年の2回の改正を行っているが、2024年のISO/IEC18004では、印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する、参照復号アルゴリズムをより具体的に定義するなどの改訂が行われた。このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	【期待効果】 印刷品質評価判定基準に関する規定など、印刷及び読取りの両面で安定した品質のQRコードを利用することが可能となり、QRコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“QRコードの印刷品質－シンボル体系に固有の特徴”を規定した附属書の“QRコードの固定パターン損傷に対するグレードしきい値”の一覧表において、“グレード”の印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する。 ・“QRコードの参照復号アルゴリズム”において、明暗モジュールの太り細りを考慮した位置検出パターン位置に関する説明を追加する、シンボルの公称X寸法の計算の式を修正する、現行のモジュールの大きさを求める一つの計算式をX方向及びY方向の方向別の計算式に変更する、曖昧な表現となっていた“シンボル左上領域”の復号方法をより具体的な表現に変更する、などの変更を行う。		ISO/IEC 18004:2024	IDT	第2条の該当号：7 (作成方法) 対象事項：電磁的記録 (QRコード)	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月			2
JSA	07 情報	改正	X6305-1	カード及び個人識別用セキュリティデバイス 試験方法－第1部：一般的特性 (現行名称：識別カードの試験方法－第1部：一般的特性)	Cards and security devices for personal identification－Test methods－Part 1: General characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はJIS X 6301に基づく識別カードの特性試験方法を規定している。対応国際規格の2020年の改訂においてクレジットカード、キャッシュカード等で広く利用されているID-1カードについての、動的曲げ力試験の技術的な内容と不透過度試験の試験結果の報告内容の変更、ICカードの電気的特性に関する試験方法の追加などの変更が行われまた規格名称もが変更された。特に動的曲げ力試験で使用する試験機の変更は、カードの試験方法の互換性を確保する上で重要な規定項目であり、速やかに対応国際規格との整合性を図る必要がある。これらの理由よりカードの品質の国際的な互換性を維持することを目的とした改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することで、国内の製造業者がカードに要求される品質とその試験方法に対する理解を深めることができ、品質及び互換性の確保及び向上が期待できる。また、利用者へ、より高品質で国際的な互換性をもつカードを提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を現行の“識別カードの試験方法”から“カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法”に変更。 ・用語(簡条3) ICカードの電気的特性に関する用語及び略語を追加。 ・Test methods for ICCs (簡条6) ICカードの物理及び電気的特性に関する試験方法を追加。 ・“試験方法”において、次の変更を行う。 －耐紫外線性(簡条5)を削除。 －耐静的磁性性(簡条5)を削除。 －Peel strength including the edge of the card (簡条5) カードのエッジに対する剥離強度試験を追加。 －耐化学薬品性(簡条5) 短期間試験用及び長期間試験用の溶液 一覧表を追加。 －動的曲げ力(簡条5) 試験装置と試験手順を変更し、校正手順を追加。 －不透過度(簡条5) 試験報告書の報告内容を変更。 －不透過度(簡条5) 不透過度の基準カードの調達先の連絡先を変更。 －試験方法をより理解し易くする目的ですべての図に軽微な修正を加えることで改善。 －ICカードの物理的及び電気的特性に関する試験方法を定めた簡条を追加。		ISO/IEC 10373-1:2020 + Amendment 1:2023	IDT	第2条の該当号：4 (鉱工業品に関する試験方法) 対象事項：カード及び個人識別用セキュリティデバイス	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年7月			4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X6910	情報技術－事務機器－複写機及び複合機－仕様書に記載すべき情報及び関連試験方法	Information technology－Office equipment－Copying machines and Multi-function devices－Information to be included in specification sheets and related test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、購入者及び使用者が自分の要求に合った複写機・複合機を選択しやすくするために、異なった機種間の複写機・複合機の性能を比較できるように、複写機・複合機の仕様書に記載すべき最小限の情報及びその関連試験方法について規定したものである。しかし、2004年に改正した後19年が経過しており、その間に改正された他の関係規格とそこ(齟齬)が生じている。このような状況を解消し、市場の実態に即した内容にするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 現行の規定内容を現在の市場の実態に即した仕様書様式、試験方法などに合わせることによって、購入者及び使用者に、より適切な製品情報を提供することが可能となり、製品相互の理解促進が期待されるところにも取引の公正化が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・関連試験方法において、次のように変更する。 ①「ファーストコピータイム(1 枚目複写時間)」において、現行では、単純な複写時間を測定する規定だったが、デジタル複合機が備える様々な複写モード(片面複写、両面複写、2in1:2ページ分を1ページに複写、各種用紙サイズ、など)に対応する規定に変更する。 ②メモリ容量項目で、現在のメモリ容量の増加に対応したメモリ容量へ変更する。 ③ホストコンピュータとプリンタ間のインタフェース項目で、使われなくなったインタフェースについては、現在使われている新しいインタフェースへ変更する。	—	—	無	第2条の該当号: 1 (型式、装備、性能) 対象事項: 複写機及び複合機	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる。	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年1月	37.100.10	5
JSA	07 情報	改正	X9304-2	情報技術－メニューナビゲーションに関するユーザーインタフェース指針－第2部:4方向デバイスによるナビゲーション	Information technology－User interface guidelines on menu navigation－Part2: Navigation with 4-direction devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2020年に制定されており、4方向デバイスを用いたメニューナビゲーションの方法の設計に関する指針を規定したものである。4方向デバイスは、ゲーム機以外にも様々な情報技術機器・装置(例えば、携帯電話器、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、プリンタ・スキャナなど複合機、テレビのリモコン)で広く利用されている。 現行規格の対応国際規格は、ISO/IEC 17549-2:2015であるが、原案開発中当時に対応国際規格の改訂情報を部分的に入手することができたため、その変更内容を先取りし、MOD規格としてこの規格を作成した。今回の改正では、基とする対応国際規格を正式に発行されたISO/IEC 17549-2:2020のIDT規格とすることによって、JIS使用者にも誤解なく国際規格の最新版のIDT規格として利用可能となる。 今回の改正では、規定の整合性の精度を高めたIDT規格とすることが第一の目的である。	【期待効果】 この規格を、利用者が望んでいる対応国際規格の一致規格(IDT)にすることによって、国際的に利用可能となり、様々な製品における操作の統一性が図られ、多くのユーザの誤操作によるトラブルを防止できる効果などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の箇条3(適合性)と箇条4(用語及び定義)の記載順を、対応国際規格に従って逆にし、ISO/IEC Directives Part 2及びJIS Z 8301に沿った規格構成とする。 ・“用語及び定義”において、用語“フォーカス”の定義を明確にするために、適用領域として“4方向デバイス”を明記する。 ・“考慮すべき基本事項”の“人間工学的側面”に、ナビゲーションのための図記号例を追加する。 ・ISO/IEC 17549-2:2015では適用範囲と矛盾する附属書(AnnexB:操作型に関する推奨事項)の規定があり、旧規格ではこれを削除したためMODとしていたが、対応国際規格改訂時にAnnexBを削除したので、今回はIDTとしてJISを作成する。	—	ISO/IEC 17549-2:2020	IDT	第2条の該当号: 2 (設計方法) 対象事項: PC、タブレット端末、プリンタなどのユーザーインターフェイスをもつ情報技術機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X25010	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—製品品質モデル	Systems and software engineering — Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) — Product quality model	本規格は、ISO/IEC 25010:2011を基に制定され、システム・ソフトウェアの製品品質モデル及び利用時品質モデルを定めることを目的として作成されたものである。JIS X 25010:2013(対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く活用されている。 しかし、対応国際規格ISO/IEC 25010は、昨今の技術の進歩に対応するために2023年11月に第2版として改訂された。改訂第2版の適用範囲は、製品品質モデルのみとなり、製品品質モデル部分を技術的に改訂するものである。 ISO/IEC 25010:2011に含まれていた他の部分は、ISO/IEC 25002:2023(品質モデルの概要及び使用法)、及びISO/IEC 25019:2023(利用時品質モデル)に移行された。 対応国際規格ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、対応国際規格との乖離を解消すると共に、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。 また、同時に発行される関連する規格、ISO/IEC 25002:2023、ISO/IEC 25019:2023のJIS化と合わせて、この規格はJIS改正される必要がある。	【期待効果】 ステークホルダー顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェア等の品質要求に関する仕様を明確にし、合意形成する活動を効果的に行うためのよりどころとなる。 近年のICT技術に対応して対象を情報システムまで拡大した製品品質モデルとなっており、システム拡張性やセキュリティへの対策など、安心安全なシステム及びソフトウェアに対する品質要求の仕様化のために、技術者及び組織にとって有用な情報を得られる。 既に制定・改正された関連する規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲は、従来は製品品質と利用時品質としていたが、製品品質だけに変更する。 ・利用時品質モデルは別規格として含まないように変更する。 ・製品品質モデルの対象は、様々なタイプのICT製品および情報システムに変更し、情報システムを含むように拡張する。 ・製品品質モデルの品質特性及び副特性は、適用範囲の変更、及び、ICTの現状をより良く理解し適合させる目的で変更する。 主な変更点として、品質特性に、安全性を追加、セキュリティに副特性を追加する。 interaction capability, security, 及び flexibilityに副特性を追加する。		ISO/IEC 25010	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能) 対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月		4
JSA	07 情報	改正	X30301	情報及びドキュメンテーション—記録のマネジメントシステム—要求事項(追加補1)	Information and documentation – Management systems for records – Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織の任務、使命、戦略及び目標の達成を支援するために、記録のマネジメントシステム(MSR)が満たすべき要求事項について規定することによって、記録方針及び目標を開発及び実施し、並びにパフォーマンスの測定及び監視に関する情報を提供することを可能としている。前回2023年に、ISO 30301:2019の国際一致規格として制定し、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 30301:2019を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせる用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織の記録に関するマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取り組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO 30301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年7月	01.140.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年6月13日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z9020-2	管理図ー第2部:シェーハート管理図	Control chartsー Part 2: Shewhart control charts	この規格は、統計的工程管理の手法としてシェーハート管理図の使い方及び理解のための指針であり、ISO 7870-2に準拠している。ISO 7870-2は2023年に管理限界線を計算するための係数を適切な値に改める等の改正が行われ、同時並行的にJISにおいてもISOの改訂内容を先取りして2023年に改正が行われた。他方、ISO 7870-2の改正審議の際、異常判定ルールの図示例が議論となり、最終的にはルールとして規定するものでは無くて例示という位置づけになった。結果的に異常判定ルール等の内容について、ISO 7870-2とJISに微妙な齟齬が生じ、これを解消すべくISO 7870-2への整合を図る観点から改正を行う必要がある。	シェーハート管理図は品質マネジメント関連の適合性評価において不可欠な手法である。ISOの内容を、対応JISにおいてより正確にかつ分かりやすく表記することは、品質マネジメントの実践の一環である。工程の能力のより正しい把握と評価および改善につながる。	主な改正点は、次のとおり。 ・異常判定ルールにおいて、ISO 7870-2:2023では、ISOに記載した異常判定ルールは標準化したルールではなく、ガイドラインであることが明確に規定されたため、これに全面的に整合させた内容に改める。 ・管理限界線の係数表において、対応国際規格では一部変更されたが、これまでのJISとは表記が異なるため、これまでのJISの表記のままとしていることの注記を追記する。 ・その他、ISO 9020:2023に準拠すべき箇所は改正し、誤解を招く表現を修正する。例えば、JISの利用者から指摘があった傾向パターンによる異常判定ルールの記述を明確にする。		ISO 7870-2:2023	MOD	第2条の該当号: 4(検査方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月	03.120.30	4